

港区の保健衛生

令和6年度（2024年度）版 事業概要

港区みなと保健所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

みなと保健所は、全ての区民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するため、港区地域保健福祉計画に掲げた様々な事業を実施しています。

本年3月には、新型コロナウイルス感染症対応で培った経験と教訓を基に、新たな感染症発生時にも速やかに対応するため、「港区感染症予防計画」を策定しました。今後は、本計画に基づき、感染症の予防対策と患者等の人権への配慮を基本に平時から関係機関との役割分担や連携内容を明確にするとともに、感染症対応の総合的なマネジメントを担う職員の育成や、地域の保健師など外部の専門職の受入体制を構築するなど、新たな感染症に備えた体制を整備してまいります。

H I V・梅毒などの性感染症予防事業では、東京都における女性の梅毒患者報告数が急増していることを受け、令和6年度から、保健所におけるH I V・梅毒即日検査に女性のための検査日を設け、女性が検査を受けやすい環境を整えました。さらに、東京慈恵会医科大学附属病院と連携し、女性のための夜間即日検査「レディース検査みなと」を実施し、早期発見や早期治療に結び付けるための検査体制を拡充しました。

健康づくりの取組においては、低栄養傾向とされるBMI値18.5未満(やせ)の高齢者の割合が高い区の特性を踏まえ、保健福祉支援部とみなと保健所が部門を横断し、管理栄養士等の医療専門職による個別の保健指導と介護予防事業を一体的に実施しました。また、本年3月には、企業、大学と連携し、プレコンセプションケアの講座を実施しました。今後は、働き盛り世代の健康づくりを強化するなど、あらゆる世代の区民の健康づくりを推進してまいります。

動物愛護普及啓発事業では、飼い主の高齢化に伴うペット飼育状況の悪化を未然に防ぐため、福祉関係部署と連携した取組を進めています。

関東大震災100年を契機としたA E D設置拡大事業では、24時間営業の店舗を有する企業等22団体とA E D設置に関する基本協定を締結し、いつでも誰でも使用できるA E Dを区内64か所に設置しました。さらに、A E D操作方法や心肺蘇生法等を分かりやすく学べる研修用動画を作成して区ホームページで配信し、A E Dの普及啓発・活用支援を推進しています。

本書は、令和5年度の港区の保健衛生事業の実績を記したものです。港区の保健衛生に関する取組について、ご理解いただくための一助となれば幸いです。

令和6年8月

港区みなと保健所

目 次

<総 説>

1 港区基本構想について	3
2 港区基本計画について	4
3 港区基本計画の政策とSDGsとの関係	6
4 港区基本計画施策の体系	8
5 港区の保健福祉に関する計画の概要	9
6 港区地域保健福祉計画「健康づくり・保健分野」の施策と体系	11
7 みなと保健所地図	15
8 沿革	16
9 みなと保健所組織図	18
10 保健福祉支援部・福祉事務所組織図	19
11 みなと保健所分掌事務	20
12 みなと保健所施設一覧	22
13 職員配置状況	23
14 令和6年度衛生費当初予算の前年度比較	24
15 衛生費事業別決算（令和5年度・令和4年度・令和3年度）	25
16 統計数値	28

<事 業>

①生活衛生	生活衛生課
健康危機管理	39
AED（自動体外式除細動器） 配備・管理・設置拡大	40
東京都保健医療情報センターにおける 連絡通報受理業務	41
ねずみ・衛生害虫の防除	42
給水施設及び水質検査	44
建築物における衛生的環境の確保	46
化製場等の衛生監視・管理	48
生活衛生相談	49
狂犬病予防及び動物の愛護・管理	50
咬傷犬事故処理	51
捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	51
猫の去勢・不妊手術補助	52
衛生教育	53
環境衛生対策の充実	54
理容所・美容所の衛生指導	56
クリーニング所等の衛生指導	57
興行場の衛生指導	58
旅館業の衛生指導	59
公衆浴場の衛生指導	60
プール等の衛生指導	61
レジオネラ属菌水質検査実施報告	62
その他の環境衛生関係事務	63
環境衛生関係施設の苦情相談	63
食品衛生普及啓発事業	64
食品に関する苦情・相談	66
食品の収去試験	68
細菌検査及び現場簡易検査	70

食品衛生不利益処分	72
食品等の自主回収	74
食中毒調査	76
食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導	78
食品衛生推進員事業	85
給食施設指導	86
調理師・製菓衛生師免許	88
食品の栄養表示、広告表示指導	89
住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営	90
医務事業	91
医療安全支援センター	94
有害物質を含有する家庭用品に関する事業	95
薬事事業	96
毒物劇物事業	98
試験検査	99
使用済み注射針回収事業助成	102
医師臨床研修（地域保健研修）に係る 研修医の受け入れ	103

②保健予防	保健予防課
休日診療	107
小児初期救急診療事業	109
区民健康相談・健康教育事業等補助	110
かかりつけ医機能推進事業	111
大気汚染健康障害者医療費助成	112
公害健康被害補償事業	114
公害保健福祉、健康被害予防事業	118
地域リハビリテーション推進事業	120
レントゲン室運営	121
感染症流行予測調査	122

新型インフルエンザ等対策	123
エボラ出血熱対策	123
結核患者服薬治療支援事業	124
結核定期健康診断	125
結核患者支援	127
結核指定医療機関指定等事業	129
結核健康診断（定期を除く）	130
感染症医療費公費負担（結核医療費）	132
H I V・性感染症検査及び相談 （保健所検査）	133
H I V・性感染症検査委託事業 （ai チェック）	135
H I V・性感染症予防の普及・啓発	137
感染症発生動向調査事業	138
一・二・三類患者の入院勧告等 防疫措置医療費公費負担	143
感染症予防講習会及び健康教育	144
感染症の診査に関する協議会	145
港区感染症対策協議会	146
予防接種	147
周産期医療・小児医療連携協議会	155
骨髄移植ドナー支援事業	156
新型コロナウイルス感染症対策	157
新型コロナウイルスワクチン接種	163

3 健康推進

健康推進課

みなとプレママ応援事業	167
母子健康教育	168
養育医療	172
育成医療・療育給付	173
小児慢性疾患医療費助成	174
特定不妊治療費助成	175
港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診 療）助成及び港区不妊・不育相談ダイヤル	176
3～4か月児健康診査	177
6か月児健康診査、9か月児健康診査	178
1歳6か月児健康診査	179
3歳児健康診査	182
育児相談	184
母子歯科保健事業	186
経過観察児健康診査	189
母子健康手帳（親子手帳）交付	190
港区出産・子育て応援事業	191
妊婦健康診査	192
新生児聴覚検査	193
都外医療機関、助産院（都内・都外を問わ ない）での妊婦健康診査又は新生児聴覚検 査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成 （都内・都外を問わない）	194
妊娠高血圧症候群等医療費助成	195
母子訪問指導	196
産後母子ケア事業	198
B型肝炎妊婦検査	200
国民健康・栄養調査	201

栄養相談	202
食生活改善における地域組織活動支援	204
港区精神保健福祉連絡協議会	205
精神保健福祉事業	206
自殺対策推進事業	208
精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）	214
がん患者の在宅緩和ケア支援	215
がん在宅緩和ケア支援センター事業 （ういケアみなと）	216
がん治療に伴う外見ケア （ウィッグ等購入）助成	217
がんの知識に関する普及・啓発	218
健康診査事業	219
集合契約による特定健康診査受診費用助成	227
健康診査事業（骨粗しょう症検診）	228
健康診査事業（お口の健診）	229
健康診査事業（がん検診）	232
健康診査事業（まとめ）	238
肝炎ウイルス検診	239
健康手帳の交付	241
健康相談	242
健康教育	243
禁煙支援事業	246
受動喫煙防止対策推進事業	248
歯科保健事業推進協議会	249
障害者口腔保健推進事業	250
健康増進センター事業（ヘルシーナ）	252
難病対策地域協議会	255
一般健康診断（検便）	256
保健師活動	257
保健師・助産師・看護師・管理栄養士 学生実習の受け入れ	259
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施事業	260

4 地域医療連携

地域医療連携担当

災害医療対策	265
港区診療所等オンライン資格確認 システム導入支援事業	267

5 令和6年度に開始する新規事業

高齢者聴力検査	271
付属機関	
保健所運営協議会	275
大気汚染障害者認定審査会	276
公害健康被害認定審査会	277
公害健康被害補償診療報酬等審査会	278
感染症の診査に関する協議会	279
小児慢性特定疾病審査会	280
事業名（五十音順）索引	281

凡 例

- 1 この概要は、みなと保健所の事業内容と実績を概説したものです。
- 2 本書は、原則として令和5年度（R5.4.1～R6.3.31）の事業実績を収録したものです。
- 3 表中の表章記号は、次のとおりです。

・ 計数のない場合	—
・ 減少を表す場合	△
・ 該当のない場合	/
- 4 百分率については、原則として、小数点第2位の数に四捨五入した数そのまま表示したので、その合計が100.0にならない場合があります。

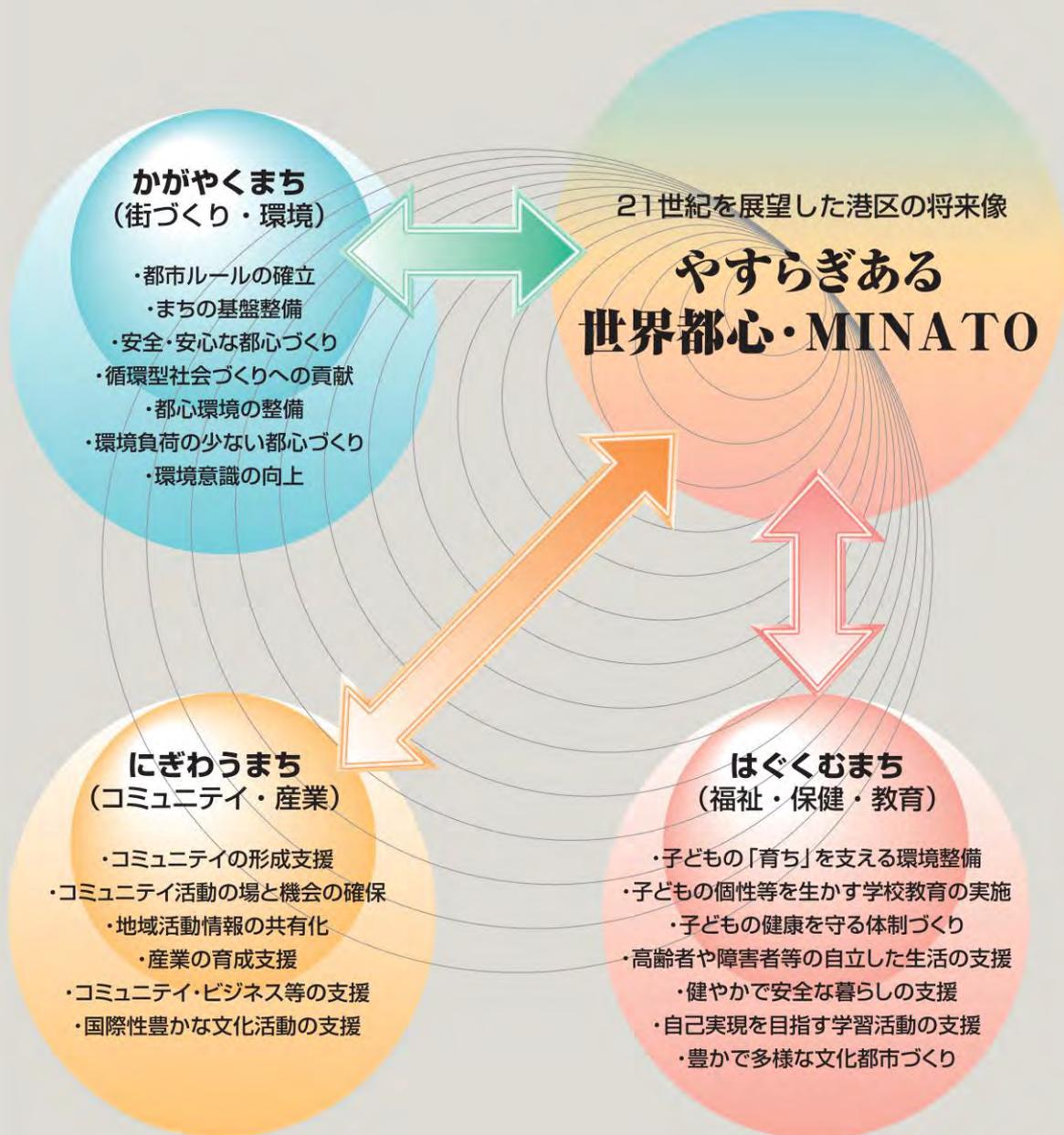
総

説

1 港区基本構想について

港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。

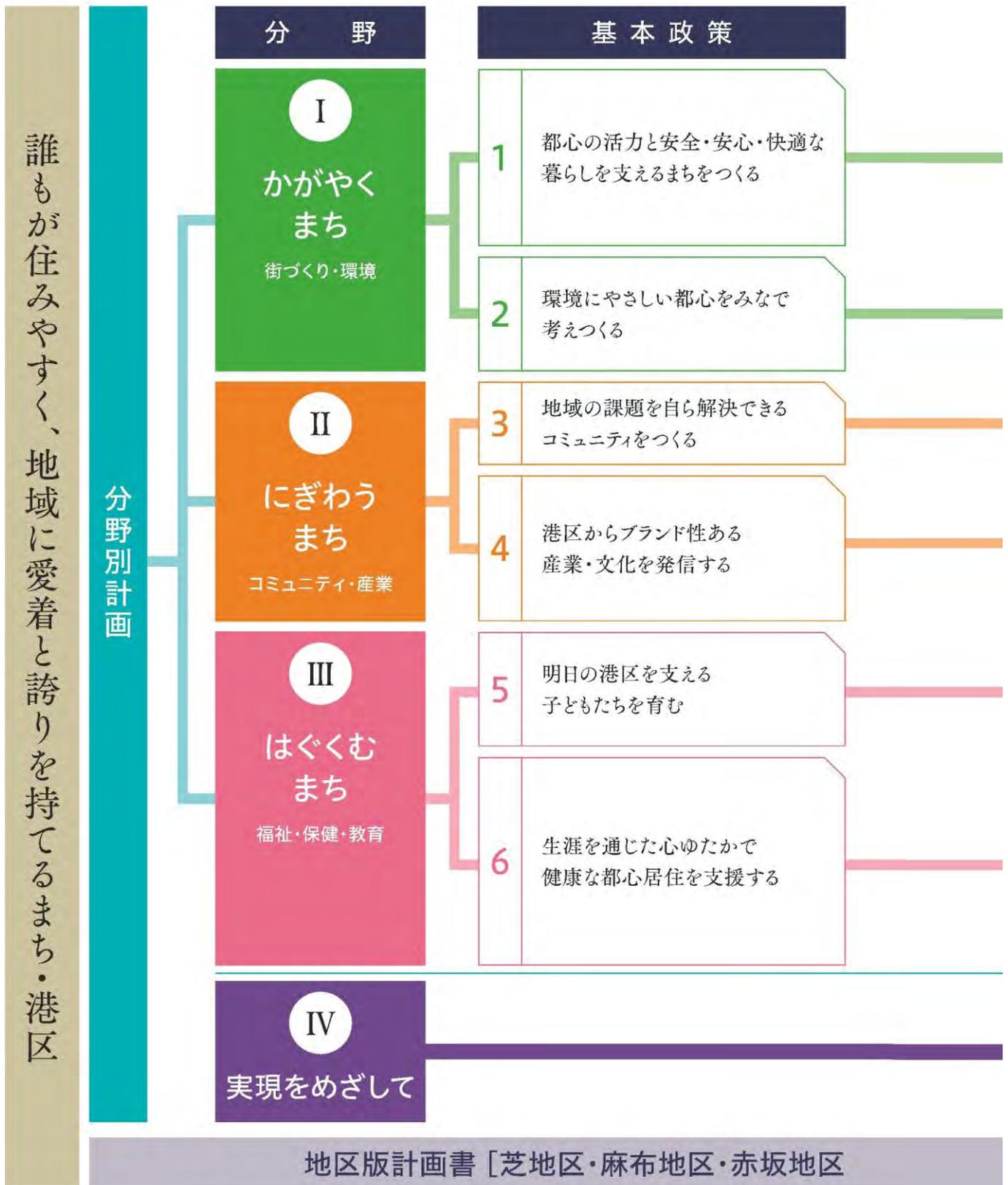
港区基本構想がめざす将来像



2 港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

3 港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsを踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

 目標1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 目標2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 目標8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 目標14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	 目標15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

政策	SDGs
1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。



政策	SDGs
14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4, 10, 11, 16, 17
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	1, 2, 3, 4, 5, 10, 11, 16, 17
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	3, 4, 10, 11, 16, 17
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する	3, 4, 5, 8, 17
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する	1, 3, 4, 8, 10, 11, 17
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 11, 16, 17
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する	3, 8, 10, 16, 17
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する	1, 2, 3, 4, 5, 12, 16, 17
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する	3, 4, 10, 17
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する	4, 11, 17
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する	9, 11, 16, 17
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する	1, 3, 4, 5, 6, 10, 11, 16, 17
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する	4, 8, 9, 11, 12, 13, 15, 16, 17

Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育）

21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

(1) 感染症対策の強化・推進

- ・感染症対策の充実
- ・新たな感染症に備えた体制の整備
- ・予防接種の充実

(2) 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

- ・地域医療体制の充実
- ・災害時における保健・医療体制の整備
- ・支え合いによる地域保健活動の強化

(3) 子どもの健康を守る体制をつくる

- ・妊娠期・産後の母子への支援の充実
- ・母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化

(4) 全世代にわたる健康増進と食育の推進

- ・生活習慣病等の予防・改善
- ・口と歯の健康づくりの充実
- ・がんの早期発見の推進
- ・地域で支えるがん対策の充実
- ・たばこ対策の推進
- ・生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進

(5) こころの健康づくり、自殺対策の推進

- ・自殺予防のための情報提供と普及・啓発
- ・相談、支援の充実による自殺防止
- ・こころの健康づくりの推進
- ・自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援

(6) 快適で安心できる生活環境の確保

- ・食品の安全の確保
- ・医療・医薬品の安全の確保
- ・環境衛生対策の充実
- ・快適な生活環境の確保

5 港区の保健福祉に関する計画の概要

港区地域保健福祉計画

■計画改定の背景と目的

区では、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間を計画期間として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定し、全ての区民が地域社会を構成する一員であるとし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人格と個性を尊重し合いながら地域全体が相互に協力し、支え合う社会をめざして、日常生活や社会生活を支援するとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できる環境の整備に取り組んできました。

国や東京都の制度改正等の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、ますます複合化、多様化している区民ニーズや課題解決に分野横断的に取り組み、それぞれの分野の施策の整合を図って推進できるよう、本計画の後期3年の地域保健福祉施策の方向性を示すため、港区の保健福祉関連分野の計画を「港区地域保健福祉計画」として一体的に改定(一部策定)しています。

■計画の位置付け

「港区地域保健福祉計画」は、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画として位置付け、策定時に包含した「港区健康増進計画」(健康増進法に定める市町村健康増進計画)、既に一体的に策定している「港区高齢者保健福祉計画」(老人福祉法に定める市町村老人福祉計画)、「港区障害者計画」(障害者基本法に定める市町村障害者計画)、別冊とした「第9期港区介護保険事業計画」(介護保険法に定める市町村介護保険事業計画)及び「第7期港区障害福祉計画」(障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画)・「第3期港区障害児福祉計画」(児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画)のほか、関連する計画を一体的に改定及び策定しました。

今般、新たに一体的に改定及び策定するのは、「港区自殺対策推進計画」(自殺対策基本法に定める市町村自殺対策計画)、「港区食育推進計画」(新規策定、食育基本法に定める市町村食育推進計画)、「港区成年後見制度利用促進基本計画」(成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める成年後見制度利用促進基本計画)です。また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区子ども・子育て支援事業計画」等と整合・連携を図りました。

■計画の期間

本計画の対象とする期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間であり、前期3年と後期3年で区分しています。本計画の期間は後期3年に該当する令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までとしました。

■計画における各分野の施策

(1)子ども・子育て分野

- ・多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充
- ・保育施設における保育の質の向上
- ・子育て支援サービスの充実
- ・子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- ・子どもの権利擁護を重視した環境づくり
- ・支援が必要な子どもと家庭を確実に支える
- ・子どもの未来を応援する施策の推進

(2)高齢者分野

- ・心豊かで健康な生活への支援
- ・認知症と共生する地域づくり
- ・日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実
- ・誰もが安心して暮らせる地域づくり

(3)障害者分野

- ・障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備
- ・障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実
- ・特別な配慮の必要な子どもへの支援
- ・障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

(4)健康づくり・保健分野

- ・感染症対策の強化・推進
- ・安心できる地域保健・地域医療体制の推進
- ・子どもの健康を守る体制をつくる
- ・全世代にわたる健康増進と食育の推進
- ・こころの健康づくり、自殺対策の推進
- ・快適で安心できる生活環境の確保

(5)生活福祉分野

- ・低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実

(6)地域福祉分野

- ・港区ならではの地域包括ケアの推進
- ・安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進
- ・成年後見制度の理解と利用の促進

■計画のめざす将来像

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会

区民が抱える複雑化、多様化した課題に対して、一体的に対応していくため、本計画を構成している6分野に共通する課題に関し、「人権・権利擁護」「情報発信の強化」「DX、ICTの推進」「担い手確保、人材育成」「生活拠点の確保」「多機関・多職種連携」の6つの観点において分野横断的に取り組んでいきます。

6 港区地域保健福祉計画「健康づくり・保健分野」の施策と体系

(港区地域保健福祉計画 令和3年度～令和8年度 令和5年度改定版から抜粋)

施策

1 感染症対策の強化・推進

新型コロナウイルス感染症により、感染症への関心が高まっています。これを機に新たな感染症に備えた体制の整備を行うとともに、若い世代に増加傾向にある梅毒などの性感染症への対策を図っていきます。

また、感染防止に有効な予防接種について、今後の予防接種情報の全国的なデジタル化に向け、電子予診票等の導入準備を積極的に行っていきます。

2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

「みなとタウンフォーラム提言書」より、地域の実情に合わせた総合的な地域医療体制の実現が求められていることやコロナ禍における人との繋がりの希薄化を受け、区内の病院や診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会や事業者等を中心とした様々な関係機関との更なる連携強化をポイントとして位置付けています。

3 子どもの健康を守る体制をつくる

保護者が子育てに自信を持って取り組めるよう、妊娠中から効果的な情報提供や、出産直後から十分なケアが受けられる体制を構築します。また、安心して子育てに取り組めるよう、母子保健と子育て支援がスムーズにつながる支援体制を構築します。

加えて、子育て支援にも重点を置いた検診を実施します。検診の質を担保し、感染症対策を講じた安全・安心な検診の実施を推進します。

4 全世代にわたる健康増進と食育の推進

生涯を通じてQOL（quality of life、生活の質）を高く過ごすためには、健康に対する意識の改善と、生活習慣病の予防・改善の取組が必要です。個人の健康は、家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けます。そのため、職場や教育機関等の関係機関との連携を強化し、多面的に健康づくりを支援します。

5 こころの健康づくり、自殺対策の推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、生死感などが複雑に関係して起こってくるものであり、すべての人が安心して生きられるようにするためには、包括的な取組が重要です。自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即して対策を実施するためには様々な分野の人々や組織が密接に連携して推進していく必要があります。あらゆる世代の一人ひとりへの支援や地域に向けた情報発信とともに、関係機関との連携を強化し取組を推進します。

6 快適で安心できる生活環境の確保

コロナ禍で事業者への立入検査などを一部制限したため、営業実態の把握が難しい状況が続き、改正食品衛生法や改正動物愛護管理法などの周知に影響が出ました。そのため、アフターコロナに向けて改正内容等の普及・啓発を強化し、速やかに新たな制度を定着させるとともに、定期的な監視指導で既存制度の適切な運用の維持・継続を図る必要があります。

施策の体系

大項目	健康づくり・保健分野
-----	------------

中項目	小項目	事業
1 感染症対策の強化・推進	(1) 感染症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症情報の積極的発信と迅速対応 ・ H I V ・ 性感染症の検査体制の拡充と普及・啓発 ・ 結核対策の強化
	(2) 新たな感染症に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症のまん延に備えた職員体制の整備 ・ 専門職の応援受入れ体制の構築 ・ 東京都、都内保健所及び医療機関等との連携強化
	(3) 予防接種の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備の推進 ・ 定期予防接種の接種率の向上 ・ 電子予診票の発行などのデジタル化に向けた環境整備
2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進	(1) 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療・小児医療の充実 ・ 休日・夜間診療体制の充実 ・ かかりつけ医に関する普及・啓発
	(2) 災害時における保健・医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療体制の整備 ・ 妊産婦等への災害時支援体制の整備 ・ 医療依存度が高い人への支援体制の整備
	(3) 支え合いによる地域保健活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リハビリステーション体制の充実 ・ 難病対策の充実 ・ 健康づくりサポーターによる活動の促進 ・ 地域における健康づくり活動の促進
3 子どもの健康を守る体制をつくる	(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産師による母子保健相談 ・ みなとプレママ応援事業（港区出産・子育て応援事業） ・ 産後ケア事業 ・ 不妊に悩む方への支援
	(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ こんにちは赤ちゃん訪問（港区出産・子育て応援事業） ・ 地域における友達づくりの場の提供 ・ 乳幼児及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化
	(3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査の受診率向上 ・ 妊婦健康診査の推進

中項目	小項目	事業
4 全世代にわたる健康増進と食育の推進	(1) 生活習慣病等の予防・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育、健康相談 ・健康診査 ・区立健康増進センターでの生活習慣病予防
	(2) 口と歯の健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・お口の検診 ・8020 達成者表彰 ・障害者歯科診療の推進
	(3) がんの早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的根拠に基づくがん検診の推進 ・がん検診の精度管理向上 ・がん検診の受診率向上
	(4) 地域で支えるがん対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・がん在宅緩和ケア支援センターでの普及・啓発 ・がん治療に伴う外見ケア（アピアランス）助成 ・がん患者の在宅緩和ケア支援
	(5) たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙相談、禁煙支援薬局 ・禁煙治療費助成 ・受動喫煙防止対策巡回指導等
	(6) 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・港区ならではの食文化の醸成 ・生涯を通じた食育の推進 ・持続可能な食を支える環境整備
5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	(1) 自殺予防のための情報提供と普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態把握 ・自殺対策についての理解促進 ・自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底 ・相談窓口の周知
	(2) 相談、支援の充実による自殺防止	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の充実 ・相談機関の連携、協力 ・生きる支援のための人材育成と専門性の向上
	(3) こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に向けてのこころの健康づくり ・子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組 ・職場のヘルスケア ・適切な精神科医療の受診支援
	(4) 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂者とその家族への包括的支援 ・遺族等への総合的支援の充実 ・遺族等への支援をしている団体との連携 ・自死遺族等への支援に関する啓発

中項目	小項目	事業
6 生活環境の確保 快適で安心できる	(1) 食品の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心の充実 ・食中毒対策の推進
	(2) 医療・医薬品の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・区民への情報提供及び相談体制の充実 ・医療機関等への指導及び情報提供の充実 ・医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実
	(3) 環境衛生対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の衛生指導・啓発 ・無許可施設対策の強化
	(4) 快適な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・室内環境の相談対応 ・ねずみ・衛生害虫対策 ・動物愛護の推進

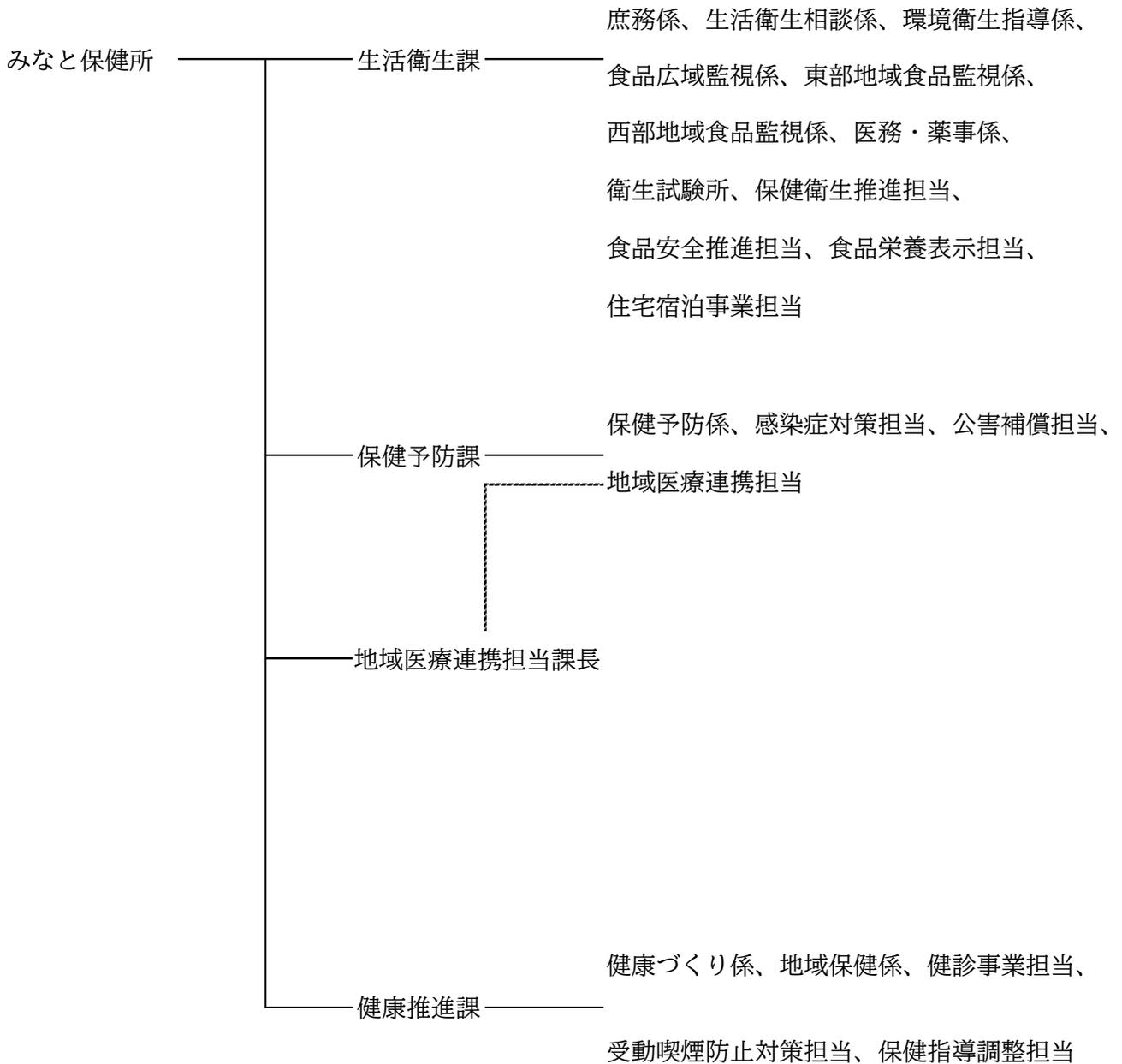
8 沿革

年 月	芝	麻 布	赤 坂
昭和 12 年 11 月	旧芝、麻布、赤坂3区を担当する「東京市麻布健康相談所」（保健所の前身）が現在の元麻布三丁目9番に開設		
18 年 7 月	東京都制施行に伴い旧保健所法に基づく「東京都立麻布保健所」として、新発足		
19 年 10 月	簡易保険健康相談所（海岸一丁目2-5）を継承し、「東京都芝保健所」となる		
21 年 10 月			「都立赤坂保健所」として都立赤坂病院内に設置
22 年 3 月	旧芝、麻布、赤坂3区を統合して港区発足 「港保健所」と改称		
22 年 8 月			事務所を港区役所赤坂支所へ移転
22 年 9 月	「地域保健法」（保健所法改正）（法律第101号）公布		
23 年 1 月	「地域保健法」施行		
23 年 1 月	「児童福祉法」施行		
23 年 1 月	「食品衛生法」施行		
23 年 1 月		火災により庁舎焼失、港区役所麻布支所に移転	
23 年 7 月	「予防接種法」施行		
23 年 10 月	新制度により「東京都芝保健所」として4課17係で発足	新制度により「東京都麻布保健所」として4課17係で発足	新制度により「東京都赤坂保健所」として4課17係で発足
24 年 1 月		性病診療所併設	
25 年 5 月	「精神衛生法」施行		
26 年 4 月	「結核予防法」施行		
26 年 5 月			南青山一丁目5番15号に庁舎新築
26 年 9 月		六本木六丁目16番47号に庁舎新築	
27 年 12 月	組織改正により、3課9係となる		
29 年 9 月	現在地に庁舎新築		
32 年 5 月	優生保護相談所を各保健所に併設		
34 年 12 月		併設性病診療所廃止	
40 年 4 月	地方自治法の一部改正により、予防接種法、結核予防法に定める事務の一部及び母子健康手帳の交付事務などの事務事業が区に移管		
41 年 1 月	「母子保健法」施行		
45 年 1 月	組織改正により、主査制が発足し、3課4係・主査となる		
47 年 10 月	「労働安全衛生法」施行		
49 年 9 月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行		
50 年 4 月	地方自治法の一部改正により、保健所が区に移管され、3課3係・主査で発足		
53 年 10 月	現在地に新庁舎を改築		
55 年 8 月	休日急病診療所開設		
55 年 10 月	休日歯科応急診療所開設		
58 年 2 月	「老人保健法」施行		
60 年 2 月	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」施行		
60 年 9 月			南青山一丁目5番15号に庁舎改築
61 年 12 月		六本木五丁目16番45号に新庁舎を改築	
62 年 4 月	組織改正により、2課3係・主査となる。		
63 年 3 月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行（第一種地域指定解除）		
63 年 7 月	「精神保健法（精神衛生法改正）」施行		

年	月	芝	麻 布	赤 坂
平成	3年 4月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」施行		
	5年 12月	「障害者基本法」（心身障害者対策基本法改正）施行		
	6年 7月	保健所法が地域保健法に改正		
	7年 4月	組織改正により、2課2係・主査となる		
	7年 7月	「精神保健福祉法（精神保健法改正）」施行		
	8年 2月			赤坂四丁目18番13号に庁舎改築移転
	8年 4月			健康増進センター（ヘルシーナ）開設
	8年 10月	優生保護法一部改正により各保健所の優生保護相談所を廃止		
	9年 3月	休日急病診療所廃止		
	9年 4月	「薬事法改正」による医薬品一般・特例販売業の許可等に関する東京都事務の移管 食品化学及び食品細菌検査G L P導入		
	10年 4月	3保健所の統合による「みなと保健所」の設置 保健サービスセンター（旧芝保健所）・生活衛生センター（旧麻布保健所）・健診センター（旧赤坂保健所）開設		
	11年 4月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（伝染病予防法改正）」施行		
	13年 4月	組織改正により、3課12係となる		
	15年 5月	「健康増進法」施行		
	17年 4月	改正「結核予防法」施行、組織改正により、3課11係、1副参事となる		
	17年 7月	「食育基本法」施行		
	18年 3月	健診センター廃止		
	18年 4月	区役所・支所改革により、5地区（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）の総合支所を設置		
	18年 4月	「障害者自立支援法」施行		
	18年 10月	「自殺対策基本法」施行		
	19年 4月	結核予防法廃止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律へ統合		
	19年 4月	「がん対策基本法」施行		
	20年 7月	組織改正により、3課13係2担当課になる		
	21年 4月	組織改正により、3課11係1担当課になる		
	21年 8月	保健サービスセンター 赤坂四丁目1番26号に仮庁舎移転、三田分室開設		
	23年 8月	「歯科口腔保健の推進に関する法律」施行		
	24年 2月	みなと保健所新庁舎開設（三田一丁目4番10号）		
	25年 3月	「障害者自立支援法」廃止		
	25年 4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行		
	26年 10月	口腔保健センター開設（三田一丁目4番10号）		
	27年 4月	「食品表示法」施行		
	28年 4月	組織改正により、3課11係となる		
	29年 5月	地方衛生研究所全国協議会加入		
	30年 4月	がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）開設		
	30年 6月	「住宅宿泊事業法」施行		
令和	3年 1月	組織改正により、3課11係1担当課となる		
	4年 7月	組織改正により、3課11係2担当課となる		
	6年 4月	組織改正により、3課11係1担当課となる		

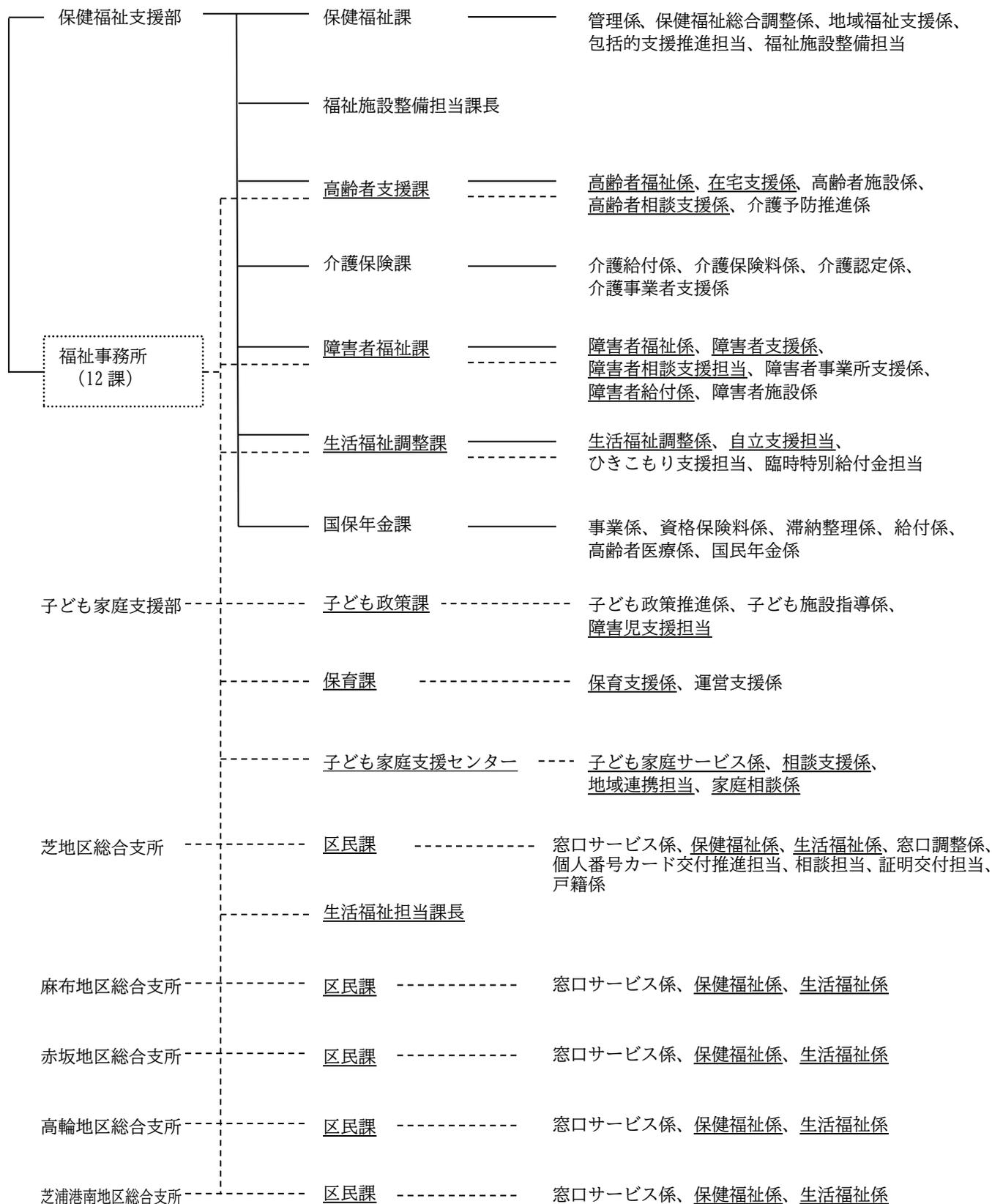
9 みなと保健所 組織図

(令和6年4月1日現在)



10 保健福祉支援部・福祉事務所 組織図

(令和6年4月1日現在)



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

※他支援部、総合支所は、福祉事務所以外の課表示は省略します。

11 みなと保健所分掌事務

(令和6年4月1日現在)

課 (担 当)	係 (担 当)	担当事務（予算・決算等庶務事務は除く）
生活衛生課	庶務係	保健衛生施策の推進及び調整、保健所事務事業の企画・調整、地域保健思想の普及・向上、人口動態等の統計、保健所運営協議会、健康危機管理、庁舎管理
	生活衛生相談係	住まいの衛生相談、飲み水の衛生相談、ねずみ・衛生害虫等の防除・相談、動物愛護の普及啓発、獣医師会との連絡調整、あき地の管理の適正化、特定建築物等の環境衛生、化製場、動物質原料運搬の許可
	環境衛生指導係	旅館・興行場・公衆浴場・温泉・墓地・理容所・美容所・クリーニング所・プールの許可及び確認並びに監視指導、環境衛生協会等との連絡
	食品広域監視係	広域流通食品の安全相談、食中毒等患者等の調査、輸入食品等の調査・監視指導、自動販売機・移動業者等の食品営業の許可及び届出、調理師免許・製菓衛生師免許事務
	東部地域食品監視係	芝・高輪・芝浦港南地区 食品営業の許可及び届出、食品関係業者の指導、食生活の安全相談 食中毒・違反食品の調査、食品関係施設の監視指導
	西部地域食品監視係	麻布・赤坂地区 食品営業の許可及び届出、食品関係業者の指導、食生活の安全相談 食中毒・違反食品の調査、食品関係施設の監視指導
	医務・薬事係	医療施設の許可及び監視指導、医療従事者の免許事務、薬局等の許可及び監視指導、麻薬小売業者の免許及び監視指導、医療機器販売業の許可及び監視指導、毒物及び劇物関係施設の登録並びに監視指導、有害物質を含有する家庭用品の監視指導、医療安全支援センターの運営
	衛生試験所	衛生上の試験検査、健康危機管理情報、地方衛生研究所
	保健衛生推進担当	環境衛生及び医務・薬事の計画策定・連絡調整・苦情処理・普及啓発
	食品安全推進担当	食品衛生監視指導計画策定、連絡調整、普及啓発、食品衛生協会、食品衛生推進員
	食品栄養表示担当	特定給食施設指導、健康増進法及び食品表示法に基づく食品の表示指導
	住宅宿泊事業担当	住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導

課 (担 当)	係 (担 当)	担当事務（予算・決算等庶務事務は除く）
保健予防課	保健予防係	休日診療の実施に係る調整、小児初期救急診療の実施に係る調整、感染症対策、感染症の診査に関する協議会、結核対策、H I V ・ 性感染症対策、予防接種、公害健康被害補償の認定及び補償給付の支給、公害保健福祉事業及び健康被害予防事業、公害健康被害認定審査会、公害健康被害補償診療報酬等審査会、大気汚染障害者認定、大気汚染障害者認定審査会、放射線検査、地域保健医療、骨髄移植ドナー支援事業
	感染症対策担当	感染症対策の調整及び推進、結核及びH I V ・ 性感染症対策の調整及び推進、予防接種の調整及び推進
	公害補償担当	公害健康被害補償事務事業の企画及び調整、大気汚染障害者認定事務事業の企画及び調整、公害健康被害認定審査会・公害健康被害補償診療報酬等審査会及び大気汚染障害者認定審査会の調整
	地域医療連携担当	地域保健医療の企画及び調査、地域保健に係る思想の普及及び向上、地域保健の情報及び資料の収集、災害保健医療、休日診療、小児初期救急診療、港区診療所等オンライン資格確認導入支援事業
地域医療連携担当		地域保健医療の調整、災害保健医療、港区診療所等オンライン資格確認導入支援事業
健康推進課	健康づくり係	保健事業の企画及び調整、地域保健に関する思想の普及及び向上、地域保健の統計及び調査、健康づくりの推進、生活習慣病の予防による医療以外の保健事業、健康教育及び健康相談、基本健康診査、がん対策の推進及び調整、がん検診、一般健康診断(検便)、栄養指導に係る健康づくりの推進、栄養相談、国民健康・栄養調査、健康増進センター管理運営、歯科保健事業
	地域保健係	母子保健事業の実施、乳幼児健康診査、妊産婦及び新生児等の訪問指導、妊婦の保健及び健康診査、新生児聴覚検査、特定不妊治療費助成、育成医療・療育給付・養育医療給付、妊娠高血圧症候群医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成、精神保健福祉事業、自殺対策事業、特殊疾病（難病）患者の保健、がん在宅緩和ケア支援センター管理運営
	健診事業担当	健康診査・検診等事業の調整及び進行管理、がん対策計画の推進
	受動喫煙防止対策担当	受動喫煙防止対策の推進
	保健指導調整担当	保健指導、母子保健事業の企画及び調整、精神保健施策の推進、自殺対策施策の推進、地域保健に係る総合支所との調整、その他保健師業務の調整及び推進

12 みなと保健所施設一覧

※施設名()は愛称
 ※敷地面積は併設施設を含む
 ※構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート
 S：鉄骨造

保健所

(区立)〔1か所〕

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
みなと保健所	三田1-4-10 TEL(6400)0050	平成24年2月6日	平成23年12月	1,747.34㎡	SRC一部S造地下1階地上8階 7,525.42㎡

健康増進センター（ヘルシーナ）

(区立)〔1か所〕

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
健康増進センター (ヘルシーナ)	赤坂4-18-13 TEL(5413)2717	平成8年4月1日	平成7年12月	—	SRC造一部S造地下2階地上16階 1,564.68㎡ 赤坂地区総合支所 6階部分

※指定管理者導入施設

【指定管理者】野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

【指定期間】令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）

(区立)〔1か所〕

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	敷地面積	建物の構造・延床面積等
がん在宅緩和ケア 支援センター (ういケアみなと)	白金台4-6-2 TEL(6450)3421	平成30年4月1日	昭和13年10月	—	SRC造地下1階地上6階 塔屋4階 652.99㎡ 郷土歴史館等複合施設(ゆかしの杜) 5階

※指定管理者導入施設

【指定管理者】学校法人 慈恵大学

【指定期間】令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

※指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

13 職員配置状況

(令和6年4月1日現在)

職種 \ 区分	総数 (人)	生活衛生課 (人)	保健予防課 (人)	地域医療 連携担当 (人)	健康推進課 (人)
総数	134 (10)	62 (7)	27 (3)	〈兼務〉 1	45
事務	38 (5)	7 (3)	18 (2)	—	13
医師	2	1	1	—	—
保健衛生監視	25 (2)	25 (2)	—	—	—
食品衛生監視	25 (1)	25 (1)	—	〈兼務〉 1	—
歯科衛生士	2	—	—	—	2
検査技師	2 (1)	2 (1)	—	—	—
栄養士	4	2	—	—	2
保健師	36 (1)	—	8 (1)	—	28

※ () 内は再任用・内数

人数は職員配置表に基づく

14 令和6年度衛生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款	項	目	6年度	5年度	増減	伸び率 (%)
衛生費			7,233,084	7,453,818	△ 220,734	△ 2.96
	保健衛生費		7,233,084	7,453,818	△ 220,734	△ 2.96
		保健衛生総務費	2,444,419	2,552,115	△ 107,696	△ 4.22
		保健所費	195,738	203,377	△ 7,639	△ 3.76
		予防費	4,121,171	4,205,772	△ 84,601	△ 2.01
		環境衛生費	47,271	43,835	3,436	7.84
		公害病補償費	255,274	277,916	△ 22,642	△ 8.15
		保健衛生施設費	169,211	170,803	△ 1,592	△ 0.93

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含みます。

15 衛生費事業別決算（令和5年度・令和4年度・令和3年度）

（単位：円）

款	項目	中事業	小事業	令和5年度決算額	令和4年度決算額	令和3年度決算額
衛生費				7,361,589,246	10,878,474,858	12,559,129,359
保健衛生費				7,361,589,246	10,878,474,858	12,559,129,359
	保健衛生総務費			2,531,806,163	2,940,732,528	2,072,716,973
	職員人件費			1,078,520,714	1,085,993,452	1,105,089,838
		一般職員		1,078,520,714	1,085,993,452	1,105,089,838
	安心できる地域保健・地域医療体制の推進			249,273,449	104,209,365	103,898,889
	※	地域保健活動（総合支所）		565,669	1,858,998	1,019,337
		周産期医療・小児医療連携協議会		146,000	159,000	133,000
		小児初期救急診療事業		25,677,784	25,676,684	25,614,626
		休日診療		60,690,070	58,458,430	65,795,530
		災害医療対策		10,462,219	12,582,102	7,883,789
		区民健康相談・健康教育事業等補助		332,250	332,250	332,250
		地域医療機関等との連携による感染制御支援事業		883,573	1,915,081	
		診療所等オンライン資格確認システム導入支援事業		8,909,000	589,550	
		薬物乱用防止対策		409,227	405,442	942,513
		難病対策地域協議会運営		93,738	99,785	101,904
		精神障害者デイケア事業		2,045,811	2,132,043	2,075,940
		AED（自動体外式除細動器）配備・管理		9,233,984		
		AED（自動体外式除細動器）設置拡大事業		5,592,320		
		エネルギー価格高騰に対する診療所等への支援事業		124,231,804		
	子どもの健康を守る体制をつくる			1,059,296,510	715,508,985	703,069,252
		乳幼児健康診査		110,861,979	109,300,805	108,093,882
		乳幼児歯科健康診査		27,126,403	26,874,146	27,556,830
		母子保健健康教育		10,708,772	10,812,163	10,877,766
		妊婦健康診査		218,047,653	202,865,134	216,007,009
		保健訪問指導		17,120,579	13,540,884	13,541,836
		新生児聴覚検査		6,564,590	6,603,514	7,332,462
		母子健康手帳交付		1,113,640	1,136,848	1,038,719
		産後母子ケア事業		163,237,934	61,865,872	54,127,510
		出産・子育て応援事業		317,756,644	277,776	
		みなとプレママ応援事業		47,236,817	37,116,692	32,704,980
	※	赤坂地区よちよち子育て交流事業		3,999,092	3,998,992	3,998,877
	※	高輪地区高輪ほっとひといき子育て支援事業		4,763,120	4,754,838	3,290,376
	※	芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト		8,667,589	8,007,453	8,577,910
		小児慢性特定疾病医療費助成		28,516,467	24,925,750	23,930,378
		養育医療		15,543,109	13,046,330	13,746,796
		療育給付		0	0	1,000
		自立支援医療（育成医療）		121,347	318,034	519,270
		特定不妊治療費助成		77,910,775	190,063,754	177,723,651
	健康づくりの積極的支援			19,047,427	16,448,463	15,435,396
		国民健康・栄養調査		1,068	1,432	0
		歯科疾患実態調査			4,130	
		精神保健福祉連絡協議会		101,720	115,575	98,848
		精神保健福祉相談		2,235,947	2,117,025	1,484,889
		自殺対策推進事業		13,718,545	6,341,724	6,012,782
		自殺対策推進計画策定		2,990,147	0	
		新型コロナこころのサポートダイヤル			7,868,577	7,838,877
	がん対策の強化推進			5,074,516	5,592,883	11,435,203
		がん対策の推進			647,940	7,132,910
		在宅緩和ケア支援		1,306,986	1,303,415	1,303,415
		がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成		3,767,530	3,641,528	2,998,878
	快適で安心できる生活環境の確保			120,593,547	1,012,979,380	133,788,395
		衛生統計調査		1,458,949	963,586	359,422
		給食施設指導		373,710	445,319	395,022
		食品栄養表示指導		944,390	465,091	336,889
		食品収去検査		5,406,410	3,984,150	5,534,960
		医務薬事監視指導		1,990,234	1,755,325	2,044,917
		医療安全支援センターの設置				3,183,350
		医療安全支援センターの運営		2,537,340	2,584,790	

	助産施設への指導、監督等	0	0	0
	使用済注射針回収事業助成	245,000	245,000	245,000
	国庫支出金等過年度分償還金	107,637,514	1,002,536,119	121,688,835
保健所費		181,841,419	249,496,291	192,469,381
	感染症対策の強化・推進	35,482,366	34,837,419	32,149,191
	試験検査	28,098,003	20,591,195	20,147,732
	レントゲン室運営	3,383,805	3,363,800	3,363,800
	保健医療情報センター運営	1,905,000	1,911,000	1,505,000
	AED（自動体外式除細動器）配備・管理		7,615,080	4,847,040
	保健予防課運営	2,095,558	1,356,344	2,285,619
	健康づくりの積極的支援	24,699,883	28,532,285	33,444,654
	健康推進課運営	3,299,295	6,142,821	1,575,366
	保健師地区活動		710,136	
	健康管理システム維持管理	21,400,588	21,679,328	31,869,288
	快適で安心できる生活環境の確保	121,659,170	186,126,587	126,875,536
	保健所運営協議会	239,690	239,098	0
	生活衛生課運営	25,893,920	23,760,465	28,279,963
	みなと保健所維持管理	95,525,560	106,683,174	96,637,573
	みなと保健所ワークスタイル改革		55,443,850	1,958,000
予防費		4,216,994,811	7,255,145,312	9,851,623,550
	感染症対策の強化・推進	2,544,539,475	5,578,589,156	8,128,756,193
	予防接種事業	1,462,438,241	1,283,679,095	1,218,430,671
	新型コロナウイルスワクチン接種	948,554,173	3,939,253,191	6,459,642,861
	新型コロナウイルスワクチン職域接種			12,504,442
	HIV・性感染症等予防事業	17,220,775	15,969,701	13,298,470
	結核健康診断	13,441,340	11,855,091	11,565,200
	結核予防事業	325,881	378,747	381,258
	結核医療費公費負担	6,715,229	5,998,541	7,136,797
	結核患者服薬治療支援事業	96,325	51,468	80,078
	新型インフルエンザ等対策推進	1,896,491	1,394,019	1,842,450
	感染症検査及び患者搬送	3,508,694	51,398,416	111,600,019
	感染症入院医療費公費負担	61,690,369	265,279,417	283,085,034
	感染症予防普及啓発			495,000
	自宅療養支援事業	31,607	3,331,470	8,693,913
	新型コロナウイルス感染症等対策体制整備	28,620,350		
	安心できる地域保健・地域医療体制の推進	239,400	728,000	1,148,000
	かかりつけ医機能推進事業	158,400	144,000	144,000
	地域リハビリテーション推進事業	81,000	94,000	94,000
	骨髄移植ドナー支援事業	0	490,000	910,000
	健康づくりの積極的支援	708,346,762	736,688,753	730,337,277
	健康教育	7,825,179	5,508,148	4,303,819
	健康づくり推進事業		760,714	652,527
	歯科保健事業推進協議会	354,294	354,940	354,464
	障害者口腔保健推進事業	8,073,543	8,099,588	7,512,433
	お口の健康診査	400,226,781	406,129,027	384,509,458
	区民健康診査	40,181,858	38,878,842	43,451,006
	基本健康診査	201,845,175	228,915,006	234,133,750
	骨粗しょう症検診	14,730,651	14,453,413	15,827,568
	肝炎ウイルス検診	22,038,246	20,672,911	21,935,542
	子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成			122,784
	禁煙外来治療費助成	172,598	70,310	
	受動喫煙防止対策推進事業	12,898,437	12,845,854	17,533,926
	がん対策の強化推進	963,869,174	939,139,403	991,382,080
	がん検診運営	42,825,920	4,262,796	
	大腸がん検診	148,366,270	147,477,940	155,673,565
	胃がん検診	258,447,936	258,995,497	280,759,458
	肺がん検診	178,244,189	185,047,381	196,154,322
	喉頭がん検診	13,622,222	30,712,194	28,129,020
	前立腺がん検診	9,196,320	9,746,758	9,777,328
	婦人科検診	313,166,317	302,896,837	320,888,387
環境衛生費		36,668,562	32,562,658	39,674,155
	快適で安心できる生活環境の確保	36,668,562	32,562,658	39,674,155
	衛生害虫等防除対策	8,897,263	8,656,845	8,677,971

※	狂犬病予防（総合支所を含む）	4,223,144	3,287,702	3,078,046
※	動物相談・指導（総合支所を含む）	2,939,806	2,654,620	3,812,796
	食品衛生普及啓発	3,645,080	3,335,800	2,806,377
	食品衛生監視指導	4,978,912	2,950,813	2,161,936
	食品営業許可	1,537,027	1,536,950	1,647,785
	建築物・住居衛生対策	1,985,113	2,005,382	1,853,594
	環境衛生営業施設衛生指導	699,590	743,639	906,764
	住宅宿泊事業法及び旅館業法対策事業	6,446,430	6,091,888	13,410,606
	大気汚染障害者認定審査会	1,316,197	1,299,019	1,318,280
	公害病補償費	236,705,799	250,399,328	253,285,500
	快適で安心できる生活環境の確保	236,705,799	250,399,328	253,285,500
	公害健康被害補償事業	235,442,405	249,285,356	252,699,240
	健康被害予防事業・福祉事業	1,263,394	1,113,972	586,260
	保健衛生施設費	157,572,492	150,138,741	149,359,800
	がん対策の強化推進	80,632,541	72,974,048	77,114,167
	がん在宅緩和ケア支援センター管理運営	80,632,541	72,974,048	77,114,167
	スポーツを楽しむ場の確保と利用促進	76,939,951	77,164,693	72,245,633
	健康増進センター管理運営	76,939,951	77,164,693	72,245,633

※印は保健所事業以外または総合支所を含む事業

16 統計数値

1 衛生統計調査

目的

統計法に基づく基幹統計調査を始めとする各種調査を実施し、国民の健康と福祉の実態を把握して、保健衛生・社会福祉行政施策の基礎資料とします。

—主な統計調査—

番号	名称	分類	目的	調査時期
1	人口動態調査 (人口動態調査令)	全数調査 基幹統計	出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態を計量的に把握して、公衆衛生等の施策の資料とする。	通年実施
2	医療施設動態調査 (医療施設調査規則)	全数調査 基幹統計	医療施設の分布と整備の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料とする。	通年実施
3	国民生活基礎調査 (国民生活基礎 調査規則)	標本調査 基幹統計	国民生活の基礎的事項（保健、医療等）を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	令和5年 6月1日現在
4	人口移動調査 (統計法)	標本調査 一般統計	ライフ・イベントごとの移動の動向と要因を明らかにするとともに、新型コロナウイルス感染症拡大を経た人々の移動傾向の変化や新たな居住形態の出現を把握し、厚生労働行政の基礎資料とする。	令和5年 7月1日現在
5	医療施設静態調査 (医療施設調査規則)	全数調査 基幹統計	医療施設の診療機能を把握して、医療行政の基礎資料とする。 (3年毎に実施)	令和5年 10月1日現在
6	患者調査 (患者調査規則)	標本調査 基幹統計	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を地域別に明らかにする。 (3年毎に実施)	令和5年 10月指定日現在
7	受療行動調査 (統計法)	標本調査 一般統計	医療施設を利用する患者について、その受療の状況や受けた医療に対する満足度を調査し、患者の医療に対する認識や行動を明らかにする。 (3年毎に実施)	令和5年 10月指定日現在

2 人 口

(1) 人口の推移

(各年10月1日現在)

年次	全 国 (単位 千人)	東京都 (単位 千人)	港 区 (単位 人)
元	126,555	14,004*	260,115
2	126,146	14,047*	259,893
3	125,502	14,011	257,805
4	124,947	14,040	261,283
5	124,352	14,099	265,982

(注) 出典：全 国：人口統計 総務省統計局

：東京都：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部

：港 区：住民基本台帳人口

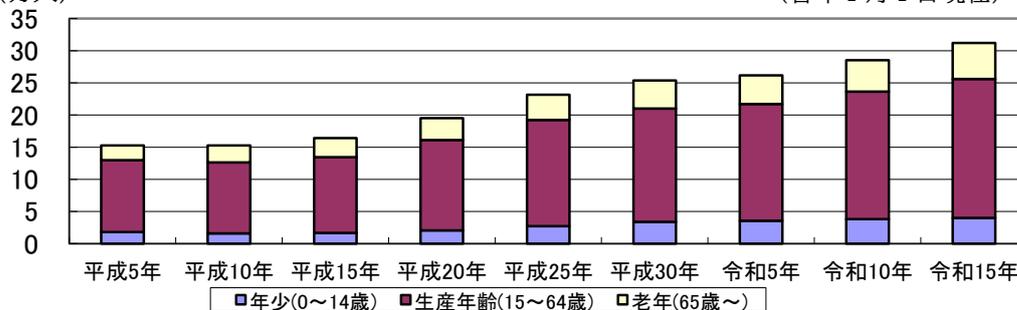
(港区人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

※令和元～2年は令和3年12月27日に行われた補正に伴い変更しています。)

(2) 港区人口の推移

(万人)

(各年1月1日現在)



(注) 出典：平成5年から令和5年 住民基本台帳人口

：令和10年、令和15年 港区人口推計結果

(平成25年、30年、令和5年港区人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

(3) 年齢3区分別人口の構成割合

(各年10月1日現在)

	年	人口 (人)	年少人口 (%) (0~14歳)	生産年齢人口 (%) (15~64歳)	老年人口 (%) (65歳以上)	計 (%)
港 区	元	260,115	13.7	69.4	16.9	100.0
	2	259,893	13.8	69.2	17.0	100.0
	3	257,805	13.7	69.1	17.2	100.0
	4	261,283	13.6	69.3	17.1	100.0
	5	265,982	13.5	69.5	17.0	100.0
東京都	5	14,099 千人	10.7	66.5	22.8	100.0
全 国	5	124,352 千人	11.4	59.5	29.1	100.0

(注) 出典：全 国：人口統計 総務省統計局

：東京都：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部

：港 区：住民基本台帳人口

(港区人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

(4) 性・年齢階級別人口、外国人人数

令和6年1月1日現在、港区の人口（住民基本台帳人口）は、全体で266,306人（男性125,353人、女性140,953人）となっています。日本人人数は、全体で245,028人（男性114,470人、女性130,558人）となっています。外国人人数は、全体で21,278人（男性10,883人、女性10,395人）となっています。

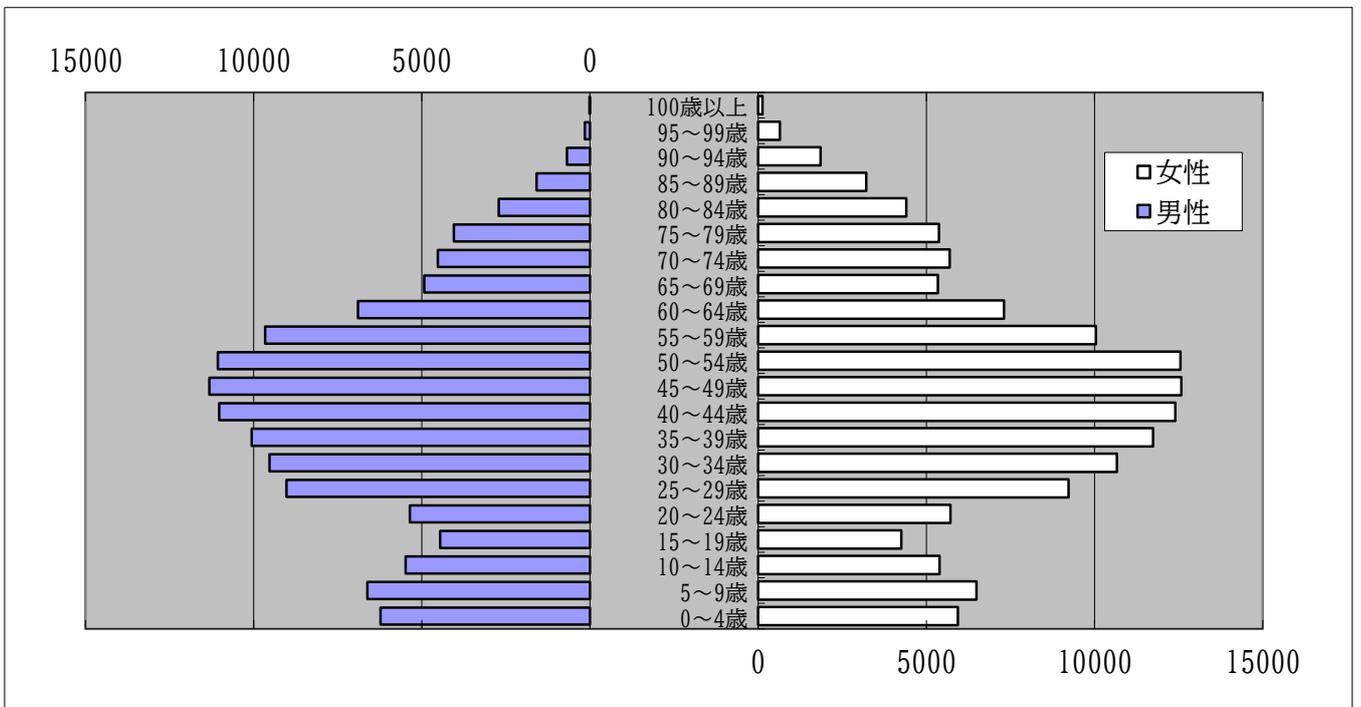
(令和6年1月1日現在)

年齢	計(人)	男性(人)	女性(人)	年齢	計(人)	男性(人)	女性(人)
0～4歳	12,163	6,228	5,935	55～59歳	19,696	9,657	10,039
5～9歳	13,106	6,616	6,490	60～64歳	14,202	6,895	7,307
10～14歳	10,873	5,483	5,390	65～69歳	10,272	4,929	5,343
15～19歳	8,714	4,457	4,257	70～74歳	10,220	4,525	5,695
20～24歳	11,071	5,353	5,718	75～79歳	9,422	4,047	5,375
25～29歳	18,247	9,022	9,225	80～84歳	7,114	2,712	4,402
30～34歳	20,195	9,528	10,667	85～89歳	4,799	1,587	3,212
35～39歳	21,794	10,055	11,739	90～94歳	2,537	684	1,853
40～44歳	23,423	11,022	12,401	95～99歳	799	154	645
45～49歳	23,898	11,318	12,580	100歳以上	143	16	127
50～54歳	23,618	11,065	12,553	計	266,306	125,353	140,953

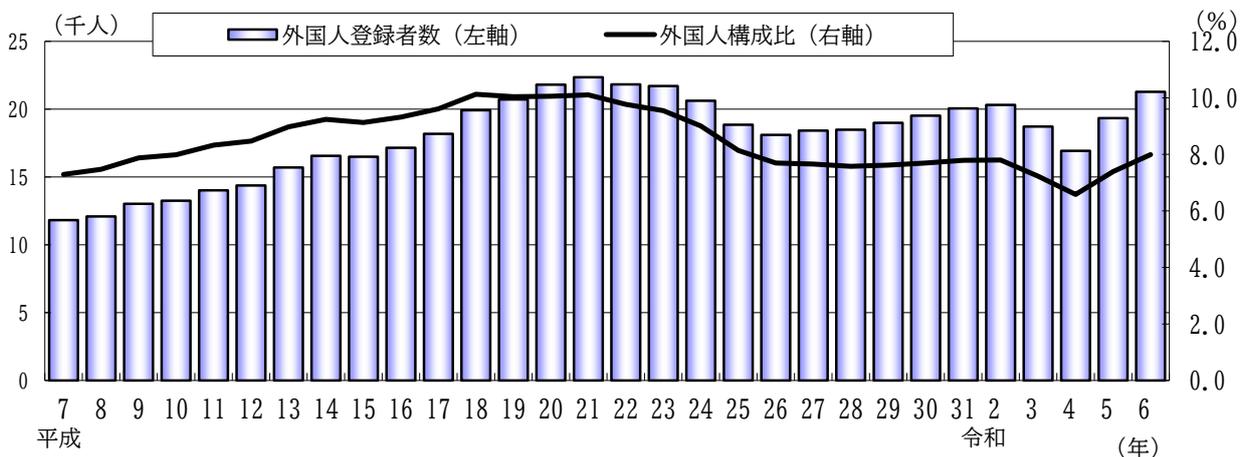
(注) 出典：住民基本台帳人口

(令和6年人口については、平成24年7月9日の住基法改正に基づき、外国人人数を含みます。)

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図



外国人人数（各年1月1日現在）（平成24年までは外国人登録者数です。）



3 人口動態統計

人口動態統計は、統計法に基づく基幹統計であり、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の5つの人口動態事象を常に把握して、保健衛生行政を企画・推進させるための基礎資料とするものです。

(1) 人口動態年次別数

ア 数

〔令和元年～4年は確定数〕
〔令和5年は概数〕

年次	出生 (人)	(再掲)	死 (人)	(再掲)		周産期死亡 (人)	(再掲)		死産 (人)	(再掲)		婚姻 (件)	離婚 (件)	自然増加 (人)
		低体重児 (人)		乳児死亡 (人)	新生児死亡 (人)		妊娠22週以後の死産 (人)	生後1週間未満の新生児死亡 (人)		自然死産 (人)	人工死産 (人)			
元	2,744	241	1,555	3	1	8	7	1	66	18	48	2,178	559	1,189
2	2,655	206	1,596	5	2	7	5	2	63	29	34	1,956	510	1,059
3	2,461	195	1,674	5	1	3	2	1	61	24	37	1,704	491	787
4	2,332	212	1,792	3	—	4	4	—	45	23	22	1,861	503	540
5	2,355	210	1,711	5	3	6	4	2	53	22	31	1,838	531	644

- (注) 1 低体重児とは、出生児の体重が2,500g未満のものです。
 2 乳児死亡とは、生後1年未満の乳児の死亡です。
 3 新生児死亡とは、生後4週(28日)未満の新生児の死亡です。
 4 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死亡と生後1週間未満の早期新生児の死亡です。
 5 死産とは、妊娠満12週以後の死児の出産です。
 6 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計します。

イ 率

〔令和元年～4年は確定数〕
〔令和5年は概数〕

年次	出生 千人対 (%)	低体重児 割合 (%)	死 千人対 (%)	乳児死亡 千人対 (%)	新生児死亡 千人対 (%)	周産期死亡 千人対 (%)	死産 千人対 (%)	婚姻 千人対 (%)	離婚 千人対 (%)	自然増加 千人対 (%)	
	港区	元	10.6	8.8	6.0	1.1	0.4	2.9	23.5	8.4	2.2
2	10.2	7.8	6.2	1.9	0.8	2.6	23.5	7.5	2.0	4.1	
3	9.5	7.9	6.5	2.0	0.44	1.2	24.2	6.6	1.9	3.1	
4	8.9	9.1	6.8	1.3	—	1.7	18.9	7.1	1.9	2.1	
5	8.8	8.9	6.4	2.1	1.3	2.5	22.0	6.9	2.0	2.4	
東京都	5	6.4	/	10.2	1.6	0.7	3.1	21.9	5.3	1.49	△3.8
全国	5	6.0	/	13.0	1.8	0.8	3.3	20.9	3.9	1.52	△7.0

- (注) 1 港区の千人対人口の数値は、「東京都の人口(推計)・各年10月1日」による人口を母数で算出。
 2 港区の周産期死亡の母数は、出生と妊娠満22週以後の死産を合計したもので算出。
 3 港区の死産の母数は、出生と死産を合計したもので算出。

(2) 出生数

ア 合計特殊出生率

〔 令和元年～4年は確定数
令和5年は速報数 〕

	港区(人)	東京都(人)	全国(人)
元	1.35	1.15	1.36
2	1.34	1.12	1.33
3	1.27	1.08	1.30
4	1.21	1.04	1.26
5	1.23	0.99	1.20

(注)

- $$1 \text{ 合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}}$$
- 2 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。
- 3 港区の年齢別女子人口は、翌年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

イ 体重別・性別出生数

(令和5年1月1日～令和5年12月31日：概数)

(単位：人)

性	総数	2,500g未満(低体重児)					2,500g以上							体重不詳
		計	1,000g未満	1,000~1,499	1,500~1,999	2,000~2,500	計	2,500~2,999	3,000~3,499	3,500~3,999	4,000~4,499	4,500~4,999	5,000g以上	
男	1,243	105	4	2	23	76	1138	447	541	138	12	—	—	—
女	1,112	105	2	6	11	86	1007	491	438	70	8	—	—	—
計	2,355	210	6	8	34	162	2145	938	979	208	20	—	—	—

ウ 母の年齢階級別・出生順位別出生数

(令和5年1月1日～令和5年12月31日：概数)

(単位：人)

階級	総数	出生順位							
		第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児	第7児	第8児以降
総数	2,355	1,336	784	185	42	7	1	—	—
15～19	1	1	—	—	—	—	—	—	—
20～24	38	34	4	—	—	—	—	—	—
25～29	351	280	60	9	2	—	—	—	—
30～34	849	529	261	49	8	1	1	—	—
35～39	803	364	326	88	23	2	—	—	—
40～44	290	118	123	37	9	3	—	—	—
45以上	23	10	10	2	—	1	—	—	—

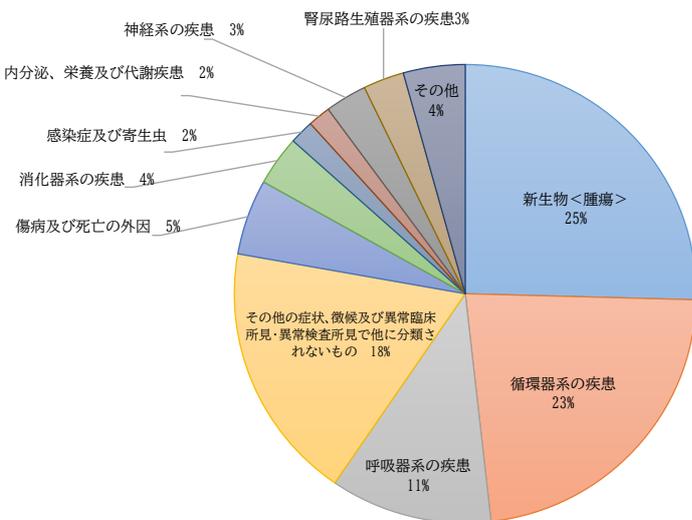
(3) 死亡数
ア 原因別死亡数（令和5年1月1日～同年12月31日：概数）

（単位：人）

区分	コード	総計			14歳以下			15～39歳			40～64歳			65歳以上			年齢不詳		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
感染症及び寄生虫症	1000	779	932	1711	5	4	9	13	18	31	97	80	177	664	830	1494	-	-	-
腸管感染症	1100	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
結核	1200	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	3	-	-	-
呼吸器結核	1201	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	3	-	-	-
その他の結核	1202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
敗血症	1300	11	4	15	-	-	-	-	-	-	1	-	1	10	4	14	-	-	-
ウイルス肝炎	1400	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
B型ウイルス肝炎	1401	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C型ウイルス肝炎	1402	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
その他のウイルス肝炎	1403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病	1500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の感染症及び寄生虫症	1600	2	6	8	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	6	7	-	-	-
新生物	2000	228	207	435	-	1	1	3	6	9	26	44	70	199	156	355	-	-	-
悪性新生物	2100	224	203	427	-	1	1	3	6	9	26	44	70	195	152	347	-	-	-
口腔、口腔及び咽頭の悪性新生物	2101	13	5	18	-	-	-	-	1	1	3	2	5	10	2	12	-	-	-
食道の悪性新生物	2102	11	7	18	-	-	-	-	-	2	4	6	9	3	12	-	-	-	-
胃の悪性新生物	2103	24	11	35	-	-	-	-	-	2	1	3	22	10	32	-	-	-	-
結腸の悪性新生物	2104	18	20	38	-	-	-	-	-	3	3	6	15	17	32	-	-	-	-
直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	2105	8	6	14	-	-	-	-	-	3	2	5	5	4	9	-	-	-	-
肝及び肝内胆管の悪性新生物	2106	24	8	32	-	-	-	-	-	2	-	2	22	8	30	-	-	-	-
胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	2107	8	8	16	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	16	-	-	-	-
膵の悪性新生物	2108	20	30	50	-	-	-	-	-	2	3	5	18	27	45	-	-	-	-
喉頭の悪性新生物	2109	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
気管、気管支及び肺の悪性新生物	2110	37	22	59	-	-	-	-	-	4	3	7	33	19	52	-	-	-	-
皮膚の悪性新生物	2111	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-
乳房の悪性新生物	2112	1	30	31	-	-	-	3	3	-	12	12	1	15	16	-	-	-	-
子宮の悪性新生物	2113	-	9	9	-	-	-	-	-	2	2	-	7	7	-	-	-	-	-
卵巣の悪性新生物	2114	-	18	18	-	-	-	-	-	7	7	-	11	11	-	-	-	-	-
前立腺の悪性新生物	2115	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	11	-	-	-	-
膀胱の悪性新生物	2116	7	4	11	-	-	-	-	-	1	-	1	6	4	10	-	-	-	-
中枢神経系の悪性新生物	2117	2	1	3	-	-	-	-	-	1	1	2	1	-	1	-	-	-	-
悪性リンパ腫	2118	9	9	18	-	-	-	1	1	2	-	-	8	8	16	-	-	-	-
白血病	2119	9	2	11	-	-	-	1	1	1	1	-	1	8	1	9	-	-	-
その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	2120	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	5	-	-	-	-
その他の悪性新生物	2121	17	10	27	-	1	1	2	-	2	4	6	13	5	18	-	-	-	-
その他の新生物	2200	4	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	8	-	-	-	-
中枢神経系その他の新生物	2201	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-
中枢神経系を除くその他の新生物	2202	4	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	6	-	-	-	-
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3000	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	-
貧血	3100	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-
その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3200	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-
内分泌、栄養及び代謝疾患	4000	13	14	27	-	-	-	-	-	3	-	3	10	14	24	-	-	-	-
糖尿病	4100	6	9	15	-	-	-	-	-	1	-	1	5	9	14	-	-	-	-
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4200	7	5	12	-	-	-	-	-	2	-	2	5	5	10	-	-	-	-
精神及び行動の障害	5000	5	10	15	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	9	14	-	-	-
血管性及び詳細不明の認知症	5100	5	9	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	9	14	-	-	-
その他の精神及び行動の障害	5200	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
神経系の疾患	6000	20	30	50	-	-	-	-	2	2	2	2	4	18	26	44	-	-	-
髄膜炎	6100	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	6200	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	-
パーキンソン病	6300	8	10	18	-	-	-	-	-	1	-	1	7	10	17	-	-	-	-
アルツハイマー病	6400	3	11	14	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11	14	-	-	-	-
その他の神経系の疾患	6500	7	6	13	-	-	-	-	2	2	1	2	3	6	2	8	-	-	-
眼及び付属器の疾患	7000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耳及び乳突突起の疾患	8000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
循環器系の疾患	9000	169	221	390	-	-	-	2	1	3	25	6	31	142	214	356	-	-	-
高血圧性疾患	9100	4	7	11	-	-	-	-	-	1	-	1	3	7	10	-	-	-	-
高血圧性心疾患及び心腎疾患	9101	4	3	7	-	-	-	-	-	1	-	1	3	3	6	-	-	-	-
その他の高血圧性疾患	9102	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-
心疾患（高血圧性を除く）	9200	113	139	252	-	-	-	2	-	2	15	4	19	96	135	231	-	-	-
慢性リウマチ性心疾患	9201	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
急性心筋梗塞	9202	8	11	19	-	-	-	1	-	1	2	2	4	5	9	14	-	-	-
その他の虚血性心疾患	9203	51	30	81	-	-	-	-	-	9	1	10	42	29	71	-	-	-	-
慢性非リウマチ性心内膜疾患	9204	1	15	16	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15	16	-	-	-	-
心筋症	9205	6	2	8	-	-	-	-	-	2	-	2	4	2	6	-	-	-	-
不整脈及び伝導障害	9206	10	17	27	-	-	-	-	-	1	-	1	9	17	26	-	-	-	-
心不全	9207	33	58	91	-	-	-	1	-	1	1	-	1	31	58	89	-	-	-
その他の心疾患	9208	4	5	9	-	-	-	-	-	1	1	-	1	4	4	8	-	-	-
脳血管疾患	9300	39	54	93	-	-	-	1	1	8	1	9	31	52	83	-	-	-	-
くも膜下出血	9301	2	4	6	-	-	-	-	-	2	1	3	-	3	3	-	-	-	-
脳内出血	9302	17	26	43	-	-	-	1	1	5	-	5	12	25	37	-	-	-	-
脳梗塞	9303	18	24	42	-	-	-	-	-	1	-	1	17	24	41	-	-	-	-
その他の脳血管疾患	9304	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-
大動脈瘤及び解離	9400	10	15	25	-	-	-	-	-	1	-	1	9	15	24	-	-	-	-
その他の循環器系の疾患	9500	3	6	9	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	5	8	-	-	-

呼吸器系の疾患		10000	109	85	194	1	-	1	-	-	-	4	4	8	104	81	185	-	-
再掲	インフルエンザ	10100	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
	肺炎	10200	40	33	73	1	-	1	-	-	-	1	1	2	38	32	70	-	-
	急性気管支炎	10300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	慢性閉塞性肺疾患	10400	15	4	19	-	-	-	-	-	-	2	1	3	13	3	16	-	-
	喘息	10500	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	その他の呼吸器系の疾患	10600	53	47	100	-	-	-	-	-	-	1	2	3	52	45	97	-	-
	誤嚥性肺炎	10601	38	33	71	-	-	-	-	-	-	1	2	3	37	31	68	-	-
間質性肺疾患	10602	10	7	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	7	17	-	-	
その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	10603	5	7	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	7	12	-	-	
消化器系の疾患		11000	37	23	60	-	-	1	-	1	7	4	11	29	19	48	-	-	
再掲	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	
	ヘルニア及び腸閉塞	11200	4	6	10	-	-	-	-	-	1	-	1	3	6	9	-	-	
	肝疾患	11300	22	3	25	-	-	1	-	1	6	2	8	15	1	16	-	-	
再掲	肝硬変(アルコール性を除く)	11301	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	4	-	-	
	その他の肝疾患	11302	19	2	21	-	-	1	-	1	6	2	8	12	-	12	-	-	
	その他の消化器系の疾患	11400	9	14	23	-	-	-	-	-	-	2	2	9	12	21	-	-	
皮膚及び皮下組織の疾患		12000	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	
筋骨格系及び結合組織の疾患		13000	4	8	12	-	-	-	-	-	1	1	4	7	11	-	-	-	
腎尿路生殖器系の疾患		14000	26	23	49	-	-	-	-	-	-	-	-	26	23	49	-	-	
再掲	糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	14100	3	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	6	-	-	
	腎不全	14200	15	8	23	-	-	-	-	-	-	-	-	15	8	23	-	-	
再掲	急性腎不全	14201	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	
	慢性腎不全	14202	12	5	17	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	17	-	-	
	詳細不明の腎不全	14203	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	
	その他の腎尿路生殖器系の疾患	14300	8	12	20	-	-	-	-	-	-	-	-	8	12	20	-	-	
妊娠、分娩及び産じょく		15000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
周産期に発生した病態		16000	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
再掲	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	出産外傷	16200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	周産期に特異的な感染症	16400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の周産期に発生した病態	16600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	先天的奇形、変形及び染色体異常	17000	3	1	4	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
再掲	神経系の先天奇形	17100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	循環器系の先天奇形	17200	2	-	2	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	心臓の先天奇形	17201	2	-	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の循環器系の先天奇形	17202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	消化器系の先天奇形	17300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の先天奇形及び変形	17400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	染色体異常、他に分類されないもの	17500	1	1	2	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの		18000	85	227	312	-	-	-	2	4	6	11	6	17	72	217	289	-	-
再掲	老衰	18100	62	198	260	-	-	-	-	-	-	1	-	1	61	198	259	-	-
	乳幼児突然死症候群	18200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
再掲	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	18300	23	29	52	-	-	-	2	4	6	10	6	16	11	19	30	-	-
	傷病及び死亡の外因	20000	46	45	91	-	-	-	5	5	10	17	12	29	24	28	52	-	-
再掲	不慮の事故	20100	26	21	47	-	-	-	1	-	1	5	2	7	20	19	39	-	-
	交通事故	20101	4	1	5	-	-	-	1	-	1	2	1	3	1	-	1	-	
	転倒・転落	20102	5	6	11	-	-	-	-	-	-	1	-	1	4	6	10	-	
	不慮の溺死及び溺水	20103	4	5	9	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	9	-	-	
	不慮の窒息	20104	2	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	6	-	-	
	煙、火及び火災への曝露	20105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
	その他の不慮の事故	20107	10	5	15	-	-	-	-	-	-	1	1	2	9	4	13	-	
	自殺	20200	18	21	39	-	-	-	4	5	9	12	9	21	2	7	9	-	
	他殺	20300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
再掲	その他の外因	20400	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	4	-	
	新種の死因	22200	17	16	33	-	-	-	-	-	-	1	-	1	16	16	32	-	

イ 原因別死亡率



(4) 不妊手術及び人工妊娠中絶年報

ア 不妊手術

(5年度) (単位:人)

区 分		20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以上	不詳	計
男	第1号該当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第2号該当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女	第1号該当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第2号該当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 人工妊娠中絶

(5年度) (単位:人)

区 分	20歳 未満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以上	不詳	計
満7週以前	101	571	585	440	373	174	14	—	—	2,258
満8週～満11週	61	196	228	137	108	63	6	—	—	799
満12週～満15週	8	33	22	26	16	15	1	—	—	121
満16週～満19週	6	16	11	9	10	10	—	—	—	62
満20週・満21週	1	5	2	3	5	3	1	—	—	20
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	177	821	848	615	512	265	22	—	—	3,260

人工妊娠中絶 (20歳未満再掲)

(5年度) (単位:人)

区 分	13歳 未満	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	不詳	計
満7週以前	—	—	—	2	5	7	31	56	—	101
満8週～満11週	—	—	—	1	—	3	18	39	—	61
満12週～満15週	—	—	—	—	—	—	3	5	—	8
満16週～満19週	—	—	—	—	—	—	2	4	—	6
満20週・満21週	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	3	5	10	54	105	—	177

1 生活衛生

生活衛生課

健康危機管理	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的 様々な感染症の発生、食中毒の大規模発生、輸入食品の残留農薬や化学物質の混入など、区民の生命や健康が脅かされるような健康危機発生時に迅速かつ的確な対応の充実に図ります。</p> <p>事業内容 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる生命、健康の安全を脅かす事態に対して保健所健康危機管理体制に基づき対応します。</p> <p>根拠法令等 港区みなと保健所健康危機管理本部設置要領 港区健康危機管理検討委員会設置要領 港区危機管理対策本部等設置要綱</p> <p>開始時期 平成15年12月</p>		
補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
	備考	

AED（自動体外式除細動器）配備・管理・設置拡大	所管課	—
		生活衛生課

目 的

心臓発作等の緊急時の傷病者に対し、一次救命措置による蘇生を施し救命率の向上を図るため、区の施設や24時間営業の店舗（コンビニエンスストア、飲食店、ドラッグストア、スーパー、動物病院、ガソリンスタンド、カラオケ等）の身近な場所にAEDを配備し、かつ救命措置ができる人材を育成することで、安全と安心に繋がります。

事業内容

- （1）区の施設や24時間営業の店舗等へのAEDの配備・管理
- （2）AEDの設置場所、使用方法や適切な管理方法等の情報及び研修用動画をホームページで公開

開始時期

平成17年7月
令和5年9月（設置拡大事業）

実績表

AEDの設置状況
区の施設

（各年度末現在）

	元	2	3	4	5
設置数（台）	273	280	280	280	280

設置拡大事業

（年度末現在）

	5
設置数（台）	63

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務	所管課	—			
		生活衛生課			
<p>目 的</p> <p>東京都が実施している夜間休日における保健衛生に関する案内及び連絡通報業務のうち区に係る業務について、都区の協力体制、実施方法等を定め、緊急の場合等の通報体制の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>保健所の閉庁時間における区民、医療機関及び警察等からの保健衛生行政に関する情報の受付、処理等の業務を東京都に委託して行っています。</p> <p>(1) 感染症発生時の処理 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報の処理 (3) 食中毒発生時の処理 (4) 咬傷事故等動物関係の処理 (5) 予防接種による副反応の処理 (6) 光化学スモッグ情報の処理 (7) 飲用水の汚染発生時の処理 (8) 食品等に関する苦情の処理</p> <p>東京都保健医療情報センターは、上記の委託事業のほかに東京都の事業として、保健医療福祉相談、医療機関案内サービス(ひまわり)、5か国語で対応する医療情報サービス等を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務実施要綱 保健衛生事務事業に係る都区協定書 保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務に関する細目協定</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年4月 東京都から移管</p>					
補助金等 有 ・ ④無				備 考	

ねずみ・衛生害虫の防除

所管課

生活衛生課

目 的

ねずみや害虫等の発生予防等事業を行い、ねずみ、衛生害虫を原因とする感染症予防、並びに衛生的で快適な生活環境の確保を図ります。

事業内容

- (1) 発生源対策及び生息状況調査（雨水マス等からの発生予防対策等）
- (2) 自主的防除活動の支援（町会等指導）
- (3) 防除指導、啓発活動（苦情・相談対応、出前講座等）

参考法令等

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱
 港区建築物環境衛生管理要綱
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

昭和40年4月

関係発行物

港区に生息しているねずみ（パンフレット）
 ネズミの被害にあわないために（日・英・中・韓パンフレット）
 蚊の発生にご注意（日・英・中・韓パンフレット）

実績表

(1) 衛生害虫防除・発生源対策

雨水マスへの薬剤投入

年度	区分	投入回数	延べ投入数	設置雨水マス数
元		6	149,403	24,882
2		6	149,481	24,947
3		6	149,156	24,893
4		6	149,672	24,954
5		6	149,536	24,921

発生源調査等

年度	区分	衛生害虫防除			ねずみ防除
		蚊の発生状況等の調査定点数（延べカ所数）	薬剤投入確認等地点数	雨水マス設置状況調査数	生息状況調査数（カ所）
元		14	276	529	10
2		14	156	413	9
3		15	223	576	11
4		10	244	414	10
5		10	222	446	11

※設置雨水マス数は年度末現在です。
 ※雨水マスへの投入薬剤は発泡錠を使用しています。

(2) ねずみ防除支援

年度	区分	ねずみ防除
		粘着式、殺鼠剤交付数
元		78
2		35
3		29
4		41
5		29

(3) 苦情・相談対応

年度	区分	件数	内訳	
			衛生害虫	ねずみ
元		532	320	212
2		297	165	132
3		236	124	112
4		184	105	79
5		309	164	145

※衛生害虫の内訳は次頁のとおり

(4) 苦情・相談内訳（衛生害虫 種別・件数）

区分 年度	蚊	ハエ	ノミ	シラミ	ゴキブリ	ダニ	ハチ	シロアリ	チョウバエ	その他
元	11	7	1	46	3	8	154	—	1	89
2	13	4	1	9	4	5	68	3	1	57
3	3	3	—	19	2	2	48	1	2	44
4	3	2	—	36	1	1	27	1	1	33
5	5	3	—	71	3	3	30	2	4	43

(5) デング熱対策

区立公園におけるサーベイランス調査及びデングウイルス・ジカウイルス・チクングニアウイルス・ウエストナイルウイルス検査	
調査公園	港区立芝公園・港区立有栖川公園・港区立高輪公園・港区立檜町公園・港区立緑水公園
調査期間と回数	6月中旬から10月中旬まで、2週間に1回（計10回・50ポイント）
調査方法	炭酸ガス・ライトトラップを24時間設置して蚊を採取。
調査結果	媒介蚊はほぼ毎回採取された。
ウイルス検査と結果	媒介蚊が捕獲された場合に検査を行ったが、上記ウイルスは見つかっていない。

(6) 普及・啓発活動

出前講座等

区分 年度	実施回数
元	4
2	—
3	—
4	—
5	—

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

給水施設及び水質検査	所管課	—
		生活衛生課

目 的

水道法に該当する施設及び法適用外の小規模水道の衛生確保を図ります。

事業内容

水道法に基づく「専用水道」及び「簡易専用水道」に関する事務を行うとともに、施設の維持管理状況を把握するため立入調査を実施しています。

またビルの受水槽水や井戸水、船舶水等について有料で水質検査を受け付けています。

根拠法令等

水道法

港区建築物環境衛生管理要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

簡易専用水道の手引き

実績表

(1) 専用水道

年度\区分	施設数	立入件数	水質検査件数
元	12	10	11
2	11	8	7
3	9	10	10
4	9	9	9
5	8	8	8

※水質検査件数は立入検査に伴い、環境衛生監視員が検査した理化学検査検体数を計上しています。

(2) 簡易専用水道受検状況

年度\区分	検査対象施設数	検査済数	未受検施設数	水質検査件数
元	877	809	68	5
2	866	797	69	1
3	852	788	64	-
4	839	710	129	-
5	829	759	70	-

※簡易専用水道の設置者は、年1回「登録検査機関」等の検査を受ける義務があります。

※「検査対象施設数」は「簡易専用水道」の施設数から「特定建築物に該当する簡易専用水道」の施設数を除いた数です。

※水質検査件数は立入検査に伴い、環境衛生監視員が検査した理化学検査検体数を計上しています。

(3) 小規模水道

年度\区分	施設数	調査、指導件数	水質検査件数
元	5,870	42	1
2	5,799	21	-
3	5,745	15	2
4	5,601	20	6
5	5,520	38	-

※水質検査件数は立入検査に伴い、環境衛生監視員が検査した理化学検査検体数を計上しています。

(5) 飲料水等の依頼水質検査数

区分 年度	種 類	受付件数	結 果 ※		不適合率 (%)
			適 合	不適合	
元	井戸水等	4	-	4	100
	貯留水道水	46(2)	40(2)	6	13.0
	・一般検査	46(2)	40(2)	6	13.0
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	22	20	2	9.1
	プール	10	10	-	0
2	井戸水等	5	-	5	100
	貯留水道水	48	43	5	10.4
	・一般検査	48	43	5	10.4
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	16	13	3	18.8
	プール	8	8	-	0
3	井戸水等	2	-	2	100
	貯留水道水	36(2)	35(2)	1	2.8
	・一般検査	36(2)	35(2)	1	2.8
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	17	16	1	5.9
	プール	10	10	-	0
4	井戸水等	4	2	2	50
	貯留水道水	44(3)	42(2)	2(1)	4.5
	・一般検査	44(3)	42(2)	2(1)	4.5
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	11	11	-	0
	プール	8	8	-	0
5	井戸水等	6	3	3	50
	貯留水道水	31	31	-	0
	・一般検査	31	31	-	0
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	11	11	-	0
	プール	8	8	-	0

※飲料水は水道法水質基準、プールは港区プールの衛生管理に関する条例の基準で判定します。

※受付・結果指導は生活衛生相談係、検査は衛生試験所で行います。

※貯留水道水の内「その他の検査」とは重金属等の検査をいいます。

※受付件数に計上の()内は使用料免除検体及び行政検体の検体数再掲です。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

建築物における衛生的環境の確保	所管課	-
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>多数者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関し必要な指導を行い、その建築物における衛生的な環境の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律「(通称)建築物衛生法」に基づく届出関係事務や延床面積3,000㎡～10,000㎡の法対象ビル(特定建築物)に対する衛生設備の維持管理状況検査と理化学検査(温度、湿度、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、浮遊粉じん、残留塩素濃度等)を実施しています。</p> <p>また、本区の特性を勘案し、港区建築物環境衛生管理要綱を定め、建築物衛生法適用外のビルについても環境衛生上の必要な指導を行っています。</p> <p>ただし、延床面積10,000㎡を超える特定建築物の立入検査は、東京都が分担し実施しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律 港区建築物環境衛生管理要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年 東京都から移管 平成6年 要綱を施行</p> <p>関係発行物</p> <p>ビル衛生管理の手引き グリーストラップの衛生管理 人にやさしい建物をつくるために 特定建築物衛生管理講習会資料集</p>		

実績表

(1) 特定建築物施設数内訳

年度・区分	用途	施設数	内訳										
			事務所	店舗	百貨店	学校	旅館	興行場	集会場	遊技場	図書館	博物館	美術館
元		1,028	851	30	1	49	69	5	15	2	4	-	2
2		1,031	858	32	1	45	68	5	14	2	4	-	2
3		1,026	855	31	1	45	67	5	14	2	4	-	2
4		1,028	851	30	1	49	69	5	15	2	4	-	2
5		1,033	857	29	2	50	67	5	15	2	4	-	2
内訳	3,000㎡ ～10,000㎡	572	488	14	1	16	37	1	10	2	2	-	1
	10,000㎡ を超える	461	369	15	1	34	30	4	5	-	2	-	1

※この法律に該当する学校は、学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園では8000㎡以上、それ以外の学校（研修所を含む）は3000㎡以上のものをいいます。

(2) 特定建築物検査実施数等

年度	区分	種類	帳簿書類	設備の維持管理	空気環境等測定結果
元		検査実施施設数	102	68	68
		指摘施設数	76	23	28
2		検査実施数	718	261	299
		指摘数	14	27	40
3		検査実施数	657	200	224
		指摘数	11	25	28
4		検査実施数	804	276	312
		指摘数	7	25	31
5		検査実施数	809	292	344
		指摘数	21	41	47

(3) 建築確認申請時図面審査件数

年度	区分	3,000㎡ ～10,000㎡	10,000㎡ を超える
元		19	12
2		22	17
3		18	31
4		17	37
5		8	10

(4) 建築物環境衛生管理要綱に基づく件数

年度	区分	図面審査数	報告済証発行数
元		114	99
2		53	108
3		55	92
4		69	94
5		95	91

※所有者等の申請に基づき、貯水槽清掃報告書、水質検査成績書等を保健所が確認し、報告済証を発行しています。

補助金等 有・ <input type="radio"/> 無				備考	
------------------------------------	--	--	--	----	--

化製場等の衛生監視・管理	所管課	—
		生活衛生課

目 的

化製場等の環境衛生の向上と改善を図ります。

事業内容

化製場等の清潔保持、汚物処理、臭気防止等、主として環境衛生面から見た立場での監視指導を行っています。

根拠法令等

化製場等に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

化製場等の衛生監視

年度	区分	種類	施設数	監視件数
元		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
2		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
3		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
4		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
5		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-

※卸売市場内の施設

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

生活衛生相談	所管課	—
		生活衛生課

目的

区民からの相談に対応し、快適な生活環境の確保及び向上を図ります。

事業内容

飲料水、室内環境など生活衛生に関する相談を受け付けています。また、住まい方のアドバイスのため、室内のダニアレルゲン量検査やシックハウス調査などを実施しています。

根拠法令等

地域保健法
港区建築物環境衛生管理要綱

関係発行物

乳幼児と住まいの環境	室内のカビ（湿度管理に注意しましょう）
飲み水の衛生管理	空気清浄機（しくみとつかうときの注意）
水のはなし	防虫剤（使うときに注意すること）
住まいの空気	浄水器（しくみと衛生的な使い方）
住まいの空気 その2（化学物質にご注意を）	赤水（原因とその対策）
室内の結露	ペットと暮らすときは
室内で発生するダニ（その退治と予防）	アタマジラミ
お部屋のほこりを吸い込むと	加湿器（特徴と正しい使い方）

実績表

相談件数

年度	区分	総数	内訳			
			飲料水	室内環境	建築物	その他
元		369	58	111	105	95
2		407	22	35	59	291
3		220	28	45	66	81
4		163	40	20	49	54
5		263	36	36	96	92

※「その他」の内容は、消毒方法、悪臭等です。

調査件数

年度	区分	総数	内訳		
			ダニアレルゲン	シックハウス	その他
元		159	152	5	2
2		55	54	1	—
3		77	72	5	—
4		44	40	4	—
5		59	54	2	3

※ダニアレルゲンは室内のダニによるアレルギー物質です。シックハウスは建材などからの揮発性化学物質による健康影響の総称です。「その他」の内容は、カビや異臭などです。

補助金等 有 ・ ②				備考	
---------------	--	--	--	----	--

狂犬病予防及び動物の愛護・管理

所管課

各総合支所協働推進課・区民課

生活衛生課

目的

狂犬病の予防及び動物の適正飼養の普及を図ります。

事業内容

飼い犬の登録、狂犬病予防集合注射、注射済票の交付を行っています。また、犬や猫などの飼い方等に関する苦情相談に対応しています。
動物の適正飼養を普及啓発する事業として、「犬のしつけ方セミナー」を開催しています。

根拠法令等

狂犬病予防法
動物の愛護及び管理に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管（狂犬病予防）

関係発行物

リーフレット
みなとDOG マナーブック
犬や猫と暮らす など
プレート
犬のフンやおしっこに困っています
地域猫活動について など

実績表

(1) 飼い犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付数

年度	区分	飼い犬の登録頭数	狂犬病予防注射済票数
元		10,666	7,211
2		11,494	6,753
3		12,288	8,376
4		15,319	8,256
5		17,386	8,574

※令和4年6月1日から犬のマイクロチップ情報登録制度が開始されました。

(2) 狂犬病予防集合注射

年度	区分	実施会場数	注射頭数
元		10	1,285
2		-	-
3		10	1,094
4		7	1,053
5		7	1,178

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(3) 苦情相談件数

年度	区分	犬	ねこ	その他
元		127	234	1
2		172	222	1
3		119	171	1
4		183	137	2
5		171	127	5

苦情相談内訳

項目		件数	項目		件数
犬	放し飼い	6	ねこ	鳴き声	1
	汚物	64		地域猫活動相談等	63
	悪臭	3		エサやり等の苦情	10
	鳴き声	19		その他	42
	その他	79		特定動物	-
ねこ	汚物	9	その他	その他	5
	悪臭	2			

(5年度)

(4) 犬のしつけ方セミナー

年度	区分	開催回数	参加者数
元		2	59
2		-	-
3		1	17
4		1	16
5		1	13

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(5) 犬のしつけ方セミナー以外の普及啓発

(5年度)

時期	主な内容
4月1日～6月30日	デジタルサイネージ放映（狂犬病予防注射啓発）
4月27日～6月15日	高輪図書館共同展示（身近な動物と法律）
5月8日～5月26日	パネル展示（犬・猫の適正飼養等）
6月1日～6月30日	区内掲示板ポスター掲示（狂犬病注射はお済みですか）
6月1日～6月30日	みなと保健所ポスター掲示（環境月間）
6月16日～8月31日	高輪図書館共同展示（人と動物が共に暮らしていくには）
9月4日～10月4日	区内掲示板ポスター掲示（地域猫活動にご理解をお願いします）
9月6日～10月3日	パネル展示（動物愛護週間）
9月20日～9月26日	みなと保健所ポスター掲示（動物愛護週間）
10月7日～10月8日	みなと区民まつりに動物愛護推進員ブースを出展
11月17日～2月29日	高輪図書館共同展示（地域猫活動）
1月29日～2月28日	区内掲示板ポスター掲示（地域猫活動にご理解をお願いします）
1月31日～2月29日	パネル展示（犬・猫の適正飼養等）
3月1日～3月31日	高輪図書館共同展示（人と動物の共生）（ペット防災）
3月21日～4月20日	区内掲示板ポスター掲示（狂犬病予防集合注射）

補助金等

有 ・ 無

備考

咬傷犬事故処理	所管課	各総合支所区民課																					
		生活衛生課																					
目 的 咬傷事故による狂犬病の感染の有無を確認するとともに、飼い主への指導により事故の再発を防止します。																							
事業内容 咬傷事故の通報があった場合、「事故発生届出書」を飼い主に提出させ狂犬病の感染の有無について獣医師の検診を受けさせています。																							
根拠法令等 東京都動物の愛護及び管理に関する条例			開始時期 昭和 54 年																				
実績表 咬傷事故件数（犬）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		年度	区分	件数	元		10	2		11	3		10	4		10	5		13				
年度	区分	件数																					
元		10																					
2		11																					
3		10																					
4		10																					
5		13																					
補助金等 有 ・ 無				備 考																			

捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	所管課	各総合支所協働推進課																																																											
		生活衛生課																																																											
目 的 所有者の判明しない犬・猫等について、公示をし、飼い主への返還を図ります。																																																													
事業内容 動物愛護相談センターが実施した犬・猫等の引取り、野犬捕獲、負傷動物の収容について2日間公示をしています。																																																													
根拠法令等 東京都動物の愛護及び管理に関する条例		開始時期 昭和 54 年																																																											
実績表																																																													
捕獲犬の公示 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		年度	区分	件数	元		-	2		-	3		-	4		-	5		-	引取り・収容動物の公示 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="3">動物別延べ頭数</th> </tr> <tr> <th>犬</th> <th>ねこ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元</td> <td></td> <td>3</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>6</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			年度	区分	件数	動物別延べ頭数			犬	ねこ	その他	元		3	-	3	-	2		6	-	6	-	3		6	-	6	-	4		1	-	1	-	5		2	-	2	-
年度	区分	件数																																																											
元		-																																																											
2		-																																																											
3		-																																																											
4		-																																																											
5		-																																																											
年度	区分	件数	動物別延べ頭数																																																										
			犬	ねこ	その他																																																								
元		3	-	3	-																																																								
2		6	-	6	-																																																								
3		6	-	6	-																																																								
4		1	-	1	-																																																								
5		2	-	2	-																																																								
補助金等 有 ・ 無		備 考																																																											

猫の去勢・不妊手術補助	所管課	各総合支所協働推進課
		生活衛生課

目 的

飼い主のいない猫の繁殖及び近隣被害の未然防止を図ります。

事業内容

港区内において生息している飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術費の一部補助を実施しています。

適正な地域猫活動を啓発しています。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律

港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

開始時期

平成 15 年

関係発行物

タマからのお願いです（プレート）

地域猫活動について（プレート）

まちの猫問題（パンフレット）

実績表

(1) 猫の去勢・不妊手術補助件数

年度	区分	件数	去勢 (オスねこ)	不妊 (メスねこ)
元		210	91	119
2		228	106	122
3		150	74	76
4		90	45	45
5		85	42	43

(2) 地域猫セミナー参加者数

年度	区分	参加者数
元		22
2		19
3		-
4		14
5		24

※令和 3 年度は「多頭飼育対策勉強会」を実施しました。

補助金等 ① 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包 括補助事業補助金
-------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

衛生教育	所管課	—
		生活衛生課

目的

生活衛生、環境衛生、食品衛生のそれぞれの知識の普及と事業の周知徹底を図ります。

事業内容

区民・事業者等に対し、事業ごとに講習会を開催しています。

生活衛生…住まいの衛生、ビルの衛生管理及び動物の適正飼養について実施しました。

環境衛生…環境衛生関係施設の衛生管理及び安全管理について実施しました。

食品衛生…食品衛生の実務及び普及・啓発について実施しました。

根拠法令等

生活衛生関係法令等

環境衛生関係法令等

食品衛生関係法令等

実績表

年度	区分	参加人員 (人)	開催数 (回)	形式(回)		対象(人)			
				講習会	その他	一般住民	環境・食品 関係者	地域団体	その他
元		4,739	120	93	27	711	3,794	154	80
2		62	7	3	4	14	48	-	-
3		612	20	12	8	54	494	-	64
4		939	35	33	2	16	760	128	35
5		1,616	67	55	12	170	1,200	185	61
内 訳	生活衛生	325	12	2	10	62	263	-	-
	環境衛生	29	1	1	-	-	29	-	-
	食品衛生	1,262	54	52	2	108	908	185	61

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

目 的

私たちの社会生活に深くかかわりのある理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール等の許可事務と、その施設の監視指導を行うことで、衛生水準の向上を図ります。

一方、区民が日常生活を送る中で欠かすことのできない飲料水や室内空気の適正化、衛生害虫の防除等の事業により、快適な生活環境の確保を図ります。

港区は都心部にあるため、大規模な事務所ビル、ホテル、マンション等の中高層建築物が多く建てられています。それらの建築物の建築確認申請時に、設計者に対して図面上の指導を実施し、建築物の衛生的環境の確保を図ります。

施設数の推移（環境衛生指導係事務・住宅宿泊事業担当事務分掌分）

区分	年度	元	2	3	4	5
理容所		193	192	197	198	203
美容所		1,336	1,398	1,510	1,595	1,706
クリーニング所		538	547	552	549	545
興行場		59	60	60	56	58
旅館業		282	300	310	309	349
公衆浴場	普通	4	4	4	4	4
	その他	133	128	136	151	156
プール	許可	47	47	49	49	52
	届出	37	38	38	39	40
温泉利用施設		3	3	3	3	3
墓地・納骨堂		247	248	248	249	251
住宅宿泊事業		395	357	320	385	492
合計		3,274	3,322	3,427	3,587	3,859

施設数の推移（生活衛生相談係事務分掌分）

区分	年度	元	2	3	4	5
専用水道		12	11	9	9	8
簡易専用水道		1,636	1,626	1,606	1,591	1,581
小規模水道		5,870	5,799	5,745	5,601	5,520
小計		7,518	7,436	7,360	7,201	7,109
特定建築物		1,026	1,031	1,026	1,028	1,033
合計		8,544	8,467	8,386	8,229	8,142

環境衛生関係施設と監視指導の状況

年度・業種	区分	施設数	異 動			指導等件数		
			新設	変更等	廃止	立入	所内	
元年度		11,818	517	911	382	799	4,777	
2年度		11,789	396	1,019	425	608	4,319	
3年度		11,813	388	1,183	364	684	3,779	
4年度		11,816	412	1,344	409	699	3,780	
5年度		12,001	474	1,376	289	699	5,101	
内 訳	理 容 所	203	9	15	4	11	67	
	美 容 所	1,706	166	342	55	217	946	
	クリーニング所	545	13	55	17	22	142	
	興 行 場	58	4	7	2	6	71	
	旅 館 業	349	47	109	7	113	814	
	公衆浴場	普通公衆浴場	4	—	—	—	—	1
		その他の公衆浴場	156	16	65	11	78	412
	プール	許 可	52	3	37	—	51	138
		届 出	40	1	44	—	68	36
		温泉利用施設	3	2	4	2	2	9
		墓地・納骨堂	251	2	18	—	3	72
		住宅宿泊事業	492	151	270	44	29	1,592
	水 道	専 用	8	—	3	1	8	12
		簡易専用	1,581	27	—	37	—	48
		小規模水道	5,520	15	—	96	—	37
	特定建築物	10,000㎡を超える	461	10	200	5	—	176
3,000~10,000㎡		572	8	207	8	91	528	

※公衆浴場のうち「普通公衆浴場」とは、いわゆる銭湯をいいます。「その他の公衆浴場」とは銭湯以外の公衆浴場のことで、サウナ、スポーツ施設、いきいきプラザ付設の浴室等をいいます。

※プールのうち「許可」とは民間の営業プール等をいい、「届出」とは学校プールをいいます。

※「温泉利用施設」とは温泉を公衆浴場等に利用している施設をいいます。

※水道のうち「専用」とは専用水道のことで101人以上の居住者に水を供給するか、1日の最大給水量が20㎡を超える水道で、受水型の場合、地下式水槽の容量が100㎡を超える施設をいいます。また「簡易専用」とは簡易専用水道のことで、受水槽容量10㎡を超える水道をいいます。「小規模水道」とは前記以外の受水槽をもつ小規模の水道をいいます。

※「特定建築物」とは延床面積3,000㎡以上のビルで、用途が事務所・店舗等のものをいいます。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

理容所・美容所の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

理容所・美容所について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を確認し、従業者・施設の変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。
また、施設内の二酸化炭素濃度の測定等の理化学検査や、施設の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

理容師法
美容師法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

理・美容所開設の手引

実績表

(1) 従業者変更届等の事務 (5年度)

区 分	従業者変更届数	従業者数 (免許あり)
理容所	10	563
美容所	238	6,621

(2) 理容所・美容所の検査結果 (5年度)

区 分	立入検査 (監視)		理化学検査※	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
理容所	1	—	—	—
美容所	36	17	4	—

※ 理化学検査は、立入検査 (監視) のうち理化学検査を行った施設数を示しています。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

クリーニング所等の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

クリーニング所やコインオペレーションクリーニング営業施設について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を確認し、変更届、廃止届、免許申請等の受理に関する事務を行っています。
また、ドライクリーニング施設内の有機溶剤濃度測定等の理化学検査や、施設の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

クリーニング業法

港区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

昭和59年 要綱制定

関係発行物

クリーニング所の手引

実績表

(1) 免許申請、従業者数 (5年度)

区 分	免許申請数	従業者数(免許あり)	従業者数(免許なし)
総 数	2	150	2,423

(2) クリーニング所等の検査結果 (5年度)

区 分	立入検査 (監視)		空気検査※	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
一般	3	2	—	—
取次	6	4		
コインオペレーション クリーニング	5	2		

※ 空気検査は、立入検査 (監視) のうち空気検査を行った施設数を示しています。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

興行場の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

興行場について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。

また、施設内の二酸化炭素濃度、浮遊粉じん量の測定等の理化学検査や、施設の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

興行場法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

興行場法の手引

実績表

興行場の検査結果 (5年度)

区 分	立入検査（監視）		空気検査※	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
常設興行場	-	-	-	-
仮設興行場	-	-	-	-

※ 空気検査は、立入検査（監視）のうち空気検査を行った施設数を示しています。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

旅館業の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

旅館業について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。

また、施設の浴槽水の残留塩素濃度、レジオネラ属菌等の水質検査や、維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

旅館業法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

旅館業法の手引

実績表

旅館業の検査結果 (5年度)

区 分	立入検査（監視）		水質検査※	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
旅館・ホテル営業	22	17	5(5)	1(1)
簡易宿所営業	3	3	3(3)	-
下宿営業	-	-	-	-

※ 水質検査の延実施施設数の（ ）内は浴槽水のレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。
また、指摘施設数の（ ）内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

公衆浴場の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

公衆浴場について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。

また、施設の浴槽水の残留塩素濃度、レジオネラ属菌等の水質検査や、維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

公衆浴場法

港区コインシャワー営業施設の指導要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成元年 要綱制定

関係発行物

公衆浴場法の手引

実績表

公衆浴場の検査結果

(5年度)

区 分	立入検査（監視）		水質検査※1	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
普通公衆浴場	-	-	-	-
その他の公衆浴場	14	12	36(36)	4(2)
在宅サービスセンター等の浴室(法対象外)			14(14)	3(-)※2

※1 水質検査の延実施施設数の（ ）内はレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。また、指摘施設数の（ ）内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

※2 在宅サービスセンター等の浴室は、公衆浴場ではないため指摘施設には該当ませんが、公衆浴場法の水質基準を参考にして助言しています。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

プール等の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

プールについて、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。
また、親水池の水質調査をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、経営届、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。
また、プール水等の残留塩素濃度、大腸菌等の水質検査や、通年開いていない施設の再開時等の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

港区プールの衛生管理に関する条例

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

プール許可申請の手引

実績表

プールの検査結果 (5年度)

区 分	立入検査（監視）		水質検査※2	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
許 可 プ ー ル (営業・厚生) ※1	12	8	28(24)	8(7)
届 出 プ ー ル (学 校) ※1	29	11	37(15)	8(-)
親 水 池 (条 例 対 象 外)			11(11)	3(1)※3

※1 プールとは容量 50 m³以上のプールをいいます。

※2 水質検査の延実施施設数の () 内はレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。また、指摘施設数の () 内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

※3 親水池は、プールではないため指摘施設には該当しませんが、港区プールの衛生管理に関する条例の水質基準を参考にして助言しています。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

レジオネラ属菌水質検査実施報告	所管課	—
		生活衛生課

目 的

公衆浴場等の浴槽の維持管理について自主管理体制の整備を促進し、レジオネラ症発生の予防を図ります。

事業内容

ろ過器等の循環系統を持つ公衆浴場、旅館業及び加温装置を設け温水を利用するプールについては、レジオネラ属菌の自主検査を実施することが法令により定められています。施設が実施したレジオネラ属菌の水質検査と維持管理の記録を保健所で確認し、適正に実施されている施設に対し「レジオレジオネラ属菌水質検査実施報告ネラ属菌水質検査実施報告済証」を交付しています。

根拠法令等

- 公衆浴場法
- 旅館業法
- 港区プールの衛生管理に関する条例

開始時期

平成18年10月

実績表

交付状況 (5年度)

区 分	対象施設数	交付施設数	未交付施設数※
公衆浴場	68	66	2
旅館業	20	18	2
プ ー ル	51	48	3

※未交付施設に対しては、保健所への報告や水質検査の適正な実施等の維持管理について、個別に改善指導を行っています。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

その他の環境衛生関係事務	所管課				—
					生活衛生課
目 的 旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請を受理した後、建築部局、消防署、教育関係機関に通知、照会することで、法の適正な運営を図ります。					
根拠法令等 旅館業法等					
開始時期 昭和50年 東京都から移管					
実績表 (5年度)					
	通知件数		教育関係機関 照会件数	人骨確認書※ 件数	
区 分	建築部局	消防署			
総 数	35	53	29	—	
※建築工事等で発掘された人骨を調査し、人骨確認書を生活福祉調整課へ交付しています。					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

環境衛生関係施設の苦情相談	所管課				—
					生活衛生課
目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場、プール等営業施設の衛生状態について、区民等から受け付けた苦情、相談に応じ、衛生水準の向上を図ります。					
根拠法令等 理容師法等					
開始時期 昭和50年 東京都から移管					
実績表 (5年度)					
	区 分	営業施設に関するもの	その他		
	総 数	39	—		
補助金等 有 ・ ④				備 考	

食品衛生普及啓発事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食の安全・安心のために、区民・食品等事業者を対象に食品衛生の普及啓発を行い、区内の食品衛生の向上を図ります。

事業内容

区民・食品等事業者を対象に食品衛生講習会を実施し、食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて、食品衛生に関する意見交換を行っています。

また、広報みなど、港区ホームページなどを通じて食品衛生情報を提供するとともに、各種イベント活動にて普及啓発と意見交換を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

東京都食品安全条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成16年 東京都食品安全条例施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和6年（2024年）港区食中毒予防カレンダー

令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1)食品衛生講習会

区分 年度	参加人員 (人)	開催数 (回)	形 式 (回)		対 象 (人)			
			講習会	その他	一般住民	食 品 関係者	地域 団体	その他
元	3,707	88	87	1	90	3,387	154	76
2	9	2	2	-	-	9	-	-
3	518	10	10	-	-	454	-	64
4	675	30	30	-	-	512	128	35
5	1,262	54	52	2	108	908	185	61

(2) 講習会以外の普及啓発・意見交換

(5年度)

時期	事業名	主な内容
6月	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和4年度(2022年度)港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	夏場の食中毒予防	夏場の食中毒とその対策について、広報みなどに記事を掲載しました。
7-8月	港区食品衛生月間	みなど保健所で食品衛生パネル展示、区設掲示板でポスター掲示、作成した動画のX(旧Twitter)投稿及び電光掲示板での放映等による食中毒予防の普及啓発を行いました。
10月	食品衛生フェスティバル	みなど区民まつり会場において、食品衛生街頭相談及び手洗い体験コーナーを設置しました。
11月	冬場の食中毒予防	ノロウイルスの食中毒予防方法について、広報みなどに記事を掲載しました。
11月	令和6年(2024年)港区食中毒予防カレンダー	令和6年(2024年)港区食中毒予防カレンダーを発行し、食品等事業者や区民に配布しました。
11-1月	第25回港区食品衛生消費者懇談会(集合形式、オンライン形式)	集合形式では冷凍食品の特徴と活用方法について専門家に講演いただき、冷凍食品への理解を深めました。オンライン形式では、保健所、みなど食品衛生協会及び食品衛生推進員が協働で作成した「家庭における食中毒予防のポイント」、「異物混入事例集3」及び「冷凍食品とはどんなもの?」の動画を公開し、区民等に食品衛生の普及啓発を行いました。
1-2月	令和6年度(2024年度)港区食品衛生監視指導計画(素案)の公表と意見募集	令和6年度(2024年度)港区食品衛生監視指導計画(素案)を公表し、意見を募集しました。
3月	令和6年度(2024年度)港区食品衛生監視指導計画の公表	令和6年度(2024年度)港区食品衛生監視指導計画を公表しました。
通年	食品衛生推進員活動	みなど保健所が主催する各種食品衛生事業を食品衛生推進員と協力して行いました。また、6月、1月には食品衛生推進員会議で行政との意見交換を実施しました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合にその内容について港区ホームページ及びみなど保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

補助金等
有・無

備考

食品に関する苦情・相談	所管課	—
		生活衛生課

目的

食品や食品取扱施設に関する苦情や相談に対応し、食の安心・安全確保を図ります。

事業内容

食品や食品取扱施設に関する苦情を受け付け、原因の調査究明を行っているほか、営業許可や食品の表示方法等に関する受付・相談を行っています。

また、営業許可に関する公的機関等からの照会への回答や、港区情報公開条例に基づき情報公開をしています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

東京都食品安全条例

港区情報公開条例

港区個人情報の保護に関する法律施行条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成元年 港区情報公開条例施行

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成16年 東京都食品安全条例施行

平成27年 食品表示法施行

令和5年 港区個人情報の保護に関する法律施行条例施行

関係発行物

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品等に関する苦情内容

区分 年度	総数	食品に 異物混入	食品の腐敗・変質・ カビ発生	食品の 安全性・表示	食品の 取扱不良	施設の 衛生	有症 苦情	路上 営業者	その他
元	271	48	9	11	27	31	89	7	49
2	176	29	10	3	18	14	63	4	35
3	164	32	8	6	20	14	65	—	19
4	173	20	13	2	21	15	88	3	11
5	187	28	10	9	26	25	82	—	7

(2) 食品等事業者からの受付・相談

年度 \ 区分	総数	許認可等の 受付・相談	表示の相談	その他の相談
元	41,167	30,292	1,823	9,052
2	43,915	29,881	2,229	11,805
3	37,237	27,910	1,612	7,715
4	32,751	25,527	1,432	5,792
5	27,385	23,335	836	3,214

(3) 営業許可に関する照会

年度 \ 区分	照会件数	対象施設数
元	487	23,153
2	301	634
3	341	583
4	383	779
5	401	1,234

(4) 情報公開請求実施状況

年度 \ 区分	請求件数	対象施設数
元	62	250,364
2	58	240,165
3	70	497,830
4	69	319,864
5	82	166,478

補助金等
有 ・ 無

備考

食 品 の 収 去 試 験	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品を収去して、細菌及び理化学検査を実施し、食品等に起因する事故の発生防止を図ります。

事業内容

区内で製造、販売及び流通している様々な食品等を対象に収去を行い、検査を実施しています。

なお、検査は生活衛生課衛生試験所及び食品衛生法に規定する登録検査機関に依頼しています。

※収去…食品衛生監視員が試験検査の目的で、食品製造及び食品販売事業者並びに食品輸入事業者などから食品等が無償で持ち帰ることです。

根拠法令等

- 食品衛生法
- 食品表示法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

平成 27 年 食品表示法施行

関係発行物

令和 4 年度（2022 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和 6 年度（2024 年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品等の収去試験結果

(5 年度)

月	収去品目	検査種別	検体数		法違反		要注意・不適正		違反・要注意・不適正の内容
				輸入品 (再掲)		輸入品 (再掲)		輸入品 (再掲)	
令和 5 年度総数			199	27	4	-	3	1	
5月	学校給食	細菌	7	-	-	-	-	-	
		化学	2	-	-	-	-	-	
	豆腐	細菌	3	-	-	-	-	-	
		化学	1	-	-	-	-	-	
保育園給食	細菌	8	-	-	-	-	-		
	化学	1	-	-	-	-	-		
6月	自動車	細菌	6	-	-	-	-	-	
	学校給食	細菌	9	-	-	-	-	-	
7月	保育園給食	細菌	8	-	-	-	-	-	
		化学	2	-	-	-	-	-	
	アイスクリーム類	細菌	4	-	-	-	-	-	
8月	輸入食品	化学	11	11	-	-	-	-	
	ナチュラルチーズ	細菌	3	-	-	-	-	-	
9月	保育園給食	細菌	7	-	-	-	-	-	
	調理済み食品	細菌	8	-	-	-	-	-	
10月	保育園給食	細菌	8	-	-	-	-	-	
	調理済み食品	細菌	1	-	-	-	-	-	
	学校給食	細菌	5	-	-	-	-	-	
11月	食肉製品	細菌	6	-	4	-	-	-	食品表示法第 5 条違反
		化学	4	-	-	-	-	-	
	自動車	細菌	6	-	-	-	2	-	食品表示法第 5 条違反疑い
12月	洋生菓子	細菌	10	-	-	-	-	-	
	輸入食品	化学	16	16	-	-	1	1	食品表示法第 5 条違反疑い
	保育園給食	細菌	8	-	-	-	-	-	
1月	調理済み食品	細菌	8	-	-	-	-	-	
	保育園給食	細菌	9	-	-	-	-	-	
2月	保育園給食	細菌	8	-	-	-	-	-	
	学校給食	細菌	9	-	-	-	-	-	
3月	保育園給食	細菌	7	-	-	-	-	-	
	学校給食	細菌	9	-	-	-	-	-	
3月	保育園給食	細菌	9	-	-	-	-	-	
	学校給食	細菌	6	-	-	-	-	-	

※上表における「法違反」及び「要注意・不適正」は、食品衛生法及び食品表示法の規定に違反するもの、東京都の一斉収去検査成績に基づく措置基準を逸脱したもの及び食品表示法の規定に違反する疑いがあるものが該当します。なお、令和 3 年 6 月 1 日の改正食品衛生法の施行に伴い、東京都の一斉収去検査成績に基づく措置基準を逸脱した場合、「不良」と判定せず「要注意」と判定することとしています。

(2) 生活衛生課衛生試験所処理分

ア 食品細菌培養検査

年度 \ 区分		検査件数		検査件数	
元		5,209			
2		653			
3		52			
4		1,253			
5		2,002			
項 目	細菌数	154	項 目	黄色ブドウ球菌	154
	大腸菌群	154		サルモネラ	154
	大腸菌	154		ウェルシュ菌	154
	腸管出血性大腸菌O26	154		セレウス菌	154
	腸管出血性大腸菌O111	154		腸炎ビブリオ	-
	腸管出血性大腸菌O157	154		カンピロバクター	-
	腸管出血性大腸菌O103	154		腸内細菌科菌群	-
	腸管出血性大腸菌O121	154		リステリア	-
	腸管出血性大腸菌O145	154			

イ 食品化学検査

年度 \ 区分		検査件数		検査件数	
元		774			
2		126			
3		112			
4		134			
5		255			
項 目	保存料	54	項 目	酸化防止剤 [TBHQ]	7
	甘味料	81		アレルギー物質 [乳、 卵、小麦]	5
	着色料	108		ヒスタミン	-
	漂白剤 [二酸化硫黄]	-			
	発色剤	-			
	酸化防止剤[エリソルビン酸]	-			

※苦情品等の検査も含まれます。

補助金等 有 ・ ②				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

細菌検査及び現場簡易検査	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品関係施設において、食品や従業員の手指、器具等の細菌検査及び飲料水の残留塩素の測定を実施し、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

調理器具や手指の表面の菌数を定量的に測定できるふき取り法（綿棒）による細菌検査、有機物の量を測定することにより清浄度を見る ATP ふき取り検査及び水の残留塩素検査を実施し、その汚染状況に基づいて指導を行っています。

また、食品等事業者の自主的な衛生管理活動支援の一環として、食品衛生自治指導員活動にふき取り法（綿棒）を導入しています。

根拠法令等

食品衛生法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

関係発行物

令和 4 年度（2022 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和 6 年度（2024 年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 細菌検査

（ふき取り法（綿棒））

（5 年度）

区分	検査件数	検査項目			
		大腸菌群	大腸菌	サルモネラ	黄色ブドウ球菌
総数	328	328	328	328	328
手指	104	104	104	104	104
食器具	129	129	129	129	129
食品	—	—	—	—	—
その他	95	95	95	95	95

(2) ATP ふき取りによる清浄度検査（5年度）

区 分	検査件数
総 数	133
手 指	-
食 器 具	133
そ の 他	-

(3) 水の残留塩素検査（5年度）

総 数	19
-----	----

(4) 収去検査結果法違反、要注意などの施設に対する汚染源調査（5年度）

区 分	総 数
総 数	-
器 具	-
その他	-

(5) 定期航路船舶監視（再掲） （5年度）

区 分	ふき取り※1	検便	食品	水※2
総 数	56	11	-	22

※1 綿棒、A T Pの合計数

※2 細菌検査、残留塩素検査の合計数

補助金等
有 ・ (無)

備 考

食品衛生不利益処分	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食中毒発生の場合の事故拡大防止と食品衛生法違反品の排除を図るとともに、不利益処分を公表することで、区民への情報提供を行っています。

事業内容

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設、原因食品等を究明するための調査を実施し、施設が判明した場合には、営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図っています。また、違反品発見の場合には原因や流通経路等の調査を実施し、販売禁止等の措置を行い違反品の排除を図っています。

また、これらの不利益処分を行った場合、港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で、その事実を公表しています。

根拠法令等

食品衛生法

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

食品表示法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

平成 3 年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成 27 年 食品表示法施行

関係発行物

令和 4 年度（2022 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和 6 年度（2024 年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品衛生不利益処分

ア 食中毒

(5年度)

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	5月30日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	5月18日に調理し、提供した刺身盛合せ
2	6月2日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第2号	食中毒患者の発生 (ヒスタミン)	5月25日に調理し、提供したブリの西京 みそ焼き
3	7月5日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月24日に調理し、提供した食事 (生の鮮魚介類を含む)
4	7月11日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月25日に調理し、提供した寿司 (アジ、ハマチを含む)
5	7月26日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	7月11日に調理し、提供した寿司会席
6	8月1日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター)	7月9日に調理し、提供した食事 (鶏肉料理を含む)
7	8月31日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	8月22日に調理し、提供したコース料理 (生の鮮魚介類を含む)
8	10月2日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	9月10日に調理し、提供したコース料理 (寿司を含む)
9	10月6日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター)	9月10日に調理し、提供した食事 (鶏肉料理を含む)
10	10月16日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (ノロウイルス)	9月28日、9月29日に調理し、提供した コース料理
11	1月26日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	1月12日に調理し、提供した食事 (刺身を含む)
12	1月29日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター)	1月10日に調理し、提供した食事 (鶏肉料理を含む)
13	3月5日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (ノロウイルス)	2月15日に調理し、提供した食事
14	3月5日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (ノロウイルス)	2月17日に調理し、提供した食事

※令和元年政令第123号の附則第2条の規定により、なお従前の例による営業の許可業種です。この許可業種は、平成30年法律第46号の第2条の規定による改正前食品衛生法による違反及び処分条項を適用しています。

イ 違反食品

(5年度)

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	6月29日	輸入販売業	販売禁止命令	第13条第2項	添加物の規格基準違反(厚生労働大臣が定める使用基準を超えてイマザリルが検出された)	グレープフルーツ
2	2月7日	輸入販売業	販売禁止命令	第13条第2項	食品一般の成分規格違反(厚生労働大臣が定める基準を超えてラサロシドが検出された)	冷凍鶏肉骨付きモモ肉

(2) 不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数 (5年度)

区 分		件 数
国、自治体等からの調査依頼		53
区内	収去・監視等により調査、指導	10
	苦情が発端で調査、指導	3
	営業者からの報告に基づき調査、指導	30
計		96

補助金等

有 ・ ①

備 考

食品等の自主回収	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品等事業者が自ら製造・販売・輸入する食品等について、食品衛生法違反や食品表示法違反、健康被害を起こすおそれのある食品等を自主回収する場合に報告を義務づけ、区民等に情報の提供を行うことによって食品による健康被害を未然に防止します。正確で迅速な食品等の回収の促進を図ります。

事業内容

令和3年6月1日から食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」が創設されました。この制度は、食品等事業者が食品衛生法や食品表示法による違反または違反のおそれがあり、健康被害に結び付く懸念がある食品等を回収する場合に管轄自治体への報告を義務づけ、この情報を厚生労働省がシステムで一元的に管理し公表する制度です。

また、法令の対象とならないものの、食品等事業者が自主回収を行う場合にも報告を求めています。

根拠法令等

- 東京都食品安全条例（平成16年11月1日から令和3年5月31日まで）
- 食品衛生法
- 食品表示法

開始時期

令和3年6月

関係発行物

- 令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導の実施結果
- 令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品衛生法第 58 条に規定する自主回収（リコール）報告

年度				自主回収件数
5				12
No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	4月18日	食品輸入販売業	チョコレート類	異物混入
2	6月30日	食品販売業	野菜漬け物	細菌汚染の疑い
3	8月18日	食品輸入販売業	水産食品	加熱不足
4	9月5日	食品販売業	グミ	新規指定薬物の含有
5	9月5日	食品販売業	リキュール	新規指定薬物の含有
6	9月7日	食品販売業	グミ	新規指定薬物の含有
7	9月7日	食品販売業	グミ	新規指定薬物の含有
8	9月14日	食品販売業	くん製魚介類	カビ発生
9	11月14日	食品販売業	焼き菓子	カビ発生のおそれ
10	3月11日	食品販売業	焼き菓子	異物混入
11	3月24日	食品販売業	いかの塩辛	紅麴原料に意図しない成分が含まれているおそれ
12	3月29日	食品販売業	大麦若葉含有食品	紅麴原料に意図しない成分が含まれているおそれ

(2) 食品表示法第 10 条の 2 に規定する自主回収（リコール）報告

年度				自主回収件数
5				16
No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	4月25日	食品販売業	パスタ詰合せ	賞味期限の誤記載
2	4月27日	食品販売業	焼きそば	アレルギー表示の欠落
3	8月15日	食品販売業	焼ちくわ	アレルギー表示の欠落
4	8月22日	食品販売業	焼き菓子	アレルギー表示の欠落 他
5	8月24日	食品販売業	揚げ物類	アレルギー表示の欠落
6	9月25日	食品販売業	コロッケ	アレルギー表示の欠落
7	10月26日	食品販売業	おにぎり	アレルギー表示の欠落
8	11月17日	食品輸入販売業	焼鳥串盛合せ	保存温度の誤記載
9	11月22日	食品輸入販売業	チョコレート類	アレルギー表示の欠落
10	12月8日	食品輸入販売業	クリーム	賞味期限及び保存温度の誤記載
11	12月8日	食品販売業	調理冷凍食品	アレルギー表示の欠落
12	12月11日	食品販売業	焼き菓子	賞味期限の誤記載
13	1月22日	食品販売業	塩たらこ	アレルギー表示の欠落 他
14	2月28日	食品販売業	揚かまぼこ	アレルギー表示の欠落
15	3月5日	食品販売業	ワンタン	アレルギー表示の欠落
16	3月23日	食品輸入販売業	ぎょうぎ	アレルギー表示の欠落

(3) 東京都食品安全条例に規定する自主回収 報告制度に基づく報告

年度	自主回収件数
元	11
2	13
3	3

※食品衛生法第 58 条及び食品表示法第 10 条の 2 に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」の創設に伴い、東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」は令和 3 年 6 月 1 日で廃止されました。

(4) 法令の対象とならない食品等の回収報告

年度	回収件数
元	10
2	19
3	5
4	8
5	11

補助金等
有 ・ 無

備考

食中毒調査	所管課	—
		生活衛生課

目的

食中毒の発生に際して、迅速かつ的確に原因施設や原因食品等を究明し、事故の拡大防止を図ります。

事業内容

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するための調査を実施しています。

また、区内に在住、在勤する患者等がいた場合は、疫学調査を実施しています。

その他、腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関して、食中毒の未然防止並びに散发型集団発生食中毒の早期発見及び発生原因の究明を目的とした「保菌者検索事業」として、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散发患者の発生動向の調査を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 港区内で発生した食中毒事件 (5年度)

No.	発生日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	5月19日	飲食店(一般)	1	5月18日に調理し、提供した刺身盛合せ	アニサキス
2	5月25日	飲食店(一般)	2	5月25日に調理し、提供したブリの西京みそ焼き	ヒスタミン
3	6月25日	飲食店(すし)	1	6月24日に調理し、提供した食事(生の鮮魚介類を含む)	アニサキス
4	6月26日	飲食店(すし)	1	6月25日に調理し、提供した寿司(アジ、ハマチを含む)	アニサキス
5	7月10日	飲食店(一般)	4	7月9日に調理し、提供した食事(鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
6	7月12日	飲食店(一般)	1	7月11日に調理し、提供した寿司会席	アニサキス
7	8月23日	飲食店(すし)	1	8月22日に調理し、提供したコース料理(生の鮮魚介類を含む)	アニサキス
8	9月10日	飲食店(すし)	1	9月10日に調理し、提供したコース料理(寿司を含む)	アニサキス
9	9月13日	飲食店(一般)	4	9月10日に調理し、提供した食事(鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
10	9月30日	飲食店(一般)	6	9月28日、9月29日に調理し、提供したコース料理	ノロウイルス
11	1月12日	飲食店(一般)	3	1月10日に調理し、提供した食事(鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
12	1月13日	飲食店(一般)	1	1月12日に調理し、提供した食事(刺身を含む)	アニサキス
13	2月16日	飲食店(一般)	3	2月15日に調理し、提供した食事	ノロウイルス
14	2月18日	飲食店(一般)	43	2月17日に調理し、提供した食事	ノロウイルス
計			72		

(2) 調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件
(5年度)

区 分	調査件数	被調査人数
総 数	9	106

(3) 食中毒関連調査
(5年度)

区 分	調査件数	被調査施設数	被調査人数
総 数	123	114	379

(4) 都内における食中毒発生件数及び患者数 (参考)
(令和5年)

区 分	件数	患者数
総 数	137	878

(5) 食品取扱従事者のノロウイルス陰性確認 (衛生試験所処理)
(5年度)

区 分	検査 件数	検査結果		
		陽性		陰性
		G I	G II	
総 数	20	-	6	14

(6) 保菌者検索事業
(5年度)

区 分	調査件数	被調査人数
総 数	19	19

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>食品関係施設の許認可、監視指導、収去検査及び食中毒調査等を実施し、食品等に起因する衛生上の危害を防止することにより、区民の健康の保護を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>年度ごとに策定する港区食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒の発生防止、違反食品の製造・流通防止に重点を置いて、必要に応じて国や東京都等と連携して監視指導を実施しています。</p> <p>なお、区内に本社あるいは営業所がある船舶の食堂についても同様に立ち入って、収去検査・監視指導等を行うほか、全国からの修学旅行の受入れ施設等観光に伴う施設に関しても監視指導を実施しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>食品衛生法 東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 東京都ふぐの取扱い規制条例 食品表示法</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年 東京都から移管 平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行 平成27年 食品表示法施行</p> <p>関係発行物</p> <p>令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導の実施結果 令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画</p>		

実績表

(1) 改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業の許可

年 度	区 分	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
			新規	更新		
4		5,500	3,005	-	272	6,413
5		8,445	3,432	2	487	7,684
業 種	飲食店営業	7,233	3,022	2	447	6,784
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	23	17	-	1	29
	食肉販売業	148	47	-	4	102
	魚介類販売業	64	29	-	4	62
	魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
	集乳業	-	-	-	-	-
	乳処理業	-	-	-	-	-
	特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
	食肉処理業	7	4	-	1	9
	食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
	菓子製造業	456	150	-	11	325
	アイスクリーム類製造業	9	2	-	-	8
	乳製品製造業	2	1	-	-	3
	清涼飲料水製造業	1	1	-	-	2
	食肉製品製造業	4	1	-	-	6
	水産製品製造業	11	5	-	-	10
	冰雪製造業	1	1	-	-	2
	液卵製造業	-	-	-	-	-
	食用油脂製造業	3	-	-	-	-
	みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-
	酒類製造業	7	3	-	-	8
	豆腐製造業	3	1	-	-	4
	納豆製造業	-	-	-	1	-
	麺類製造業	10	4	-	-	13
	そうざい製造業	417	132	-	15	284
	複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
	冷凍食品製造業	2	-	-	-	-
	複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
	漬物製造業	20	4	-	1	11
密封包装食品製造業	9	1	-	-	3	
食品の小分け業	12	6	-	1	16	
添加物製造業	1	1	-	1	3	

(2) 改正後食品衛生法第57条に規定する営業の届出等

年 度		区 分	施設数	新規届出数	廃業数	監視指導 件数
4			6,282	2,526	243	399
5			7,083	1,165	364	386
業 種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	39	21	12	10	
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	50	14	8	6	
	乳類販売業	495	18	5	6	
	冰雪販売業	2	-	-	-	
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	2,019	148	24	-	
	弁当販売業	295	99	37	27	
	野菜果物販売業	108	48	22	4	
	米穀類販売業	14	5	3	8	
	通信販売・訪問販売による販売業	30	5	-	-	
	コンビニエンスストア	446	46	27	64	
	百貨店、総合スーパー	82	10	5	13	
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	406	105	22	-	
	その他の食料・飲料販売業	2,682	536	178	190	
	添加物製造・加工業（食品衛生法第13条1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-	-	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	1	-	-	
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	50	15	4	4	
	農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-	
	調味料製造・加工業	45	7	2	6	
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	
	精穀・製粉業	4	-	-	-	
	製茶業	21	6	-	2	
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	
	卵選別包装業	-	-	-	-	
	その他の食料品製造・加工業	32	12	3	-	
	行商	107	43	-	9	
	集団給食施設	141	21	10	37	
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	-	-	-	-		
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-		
その他	13	5	2	-		

(3) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

年 度	区 分	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
			新規	更新		
	元	22,509	2,326	1,771	2,486	13,459
	2	22,815	3,086	1,894	2,780	9,295
	3	17,068	598	290	6,345	3,670
	4	14,186	-	-	2,882	1,655
	5	11,149	-	-	3,037	1,897
業 種	飲食店営業	8,720	-	-	2,428	1,636
	喫茶店営業	586	-	-	303	14
	菓子製造業	823	-	-	173	109
	あん類製造業	1	-	-	-	-
	アイスクリーム類製造業	85	-	-	14	14
	乳処理業	-	-	-	-	-
	特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
	乳製品製造業	7	-	-	2	-
	集乳業	-	-	-	-	-
	乳類販売業	-	-	-	-	-
	食肉処理業	14	-	-	3	12
	食肉販売業	285	-	-	25	27
	食肉製品製造業	4	-	-	1	3
	魚介類販売業	113	-	-	21	22
	魚介類せり売営業	-	-	-	-	-
	魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-
	食品の冷凍又は冷蔵業	12	-	-	-	-
	食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
	清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-
	乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
	氷雪製造業	1	-	-	-	-
	氷雪販売業	-	-	-	-	-
	食用油脂製造業	-	-	-	-	-
	マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
	みそ製造業	1	-	-	-	-
	醤油製造業	1	-	-	-	-
	ソース類製造業	7	-	-	1	-
	酒類製造業	4	-	-	1	-
	豆腐製造業	5	-	-	-	12
	納豆製造業	-	-	-	-	-
めん類製造業	19	-	-	5	-	
そうざい製造業	452	-	-	59	43	
缶詰又は瓶詰食品製造業	3	-	-	1	5	
添加物製造業	3	-	-	-	-	

(4) 東京都食品製造業等取締条例に規定する営業

年 度	区 分	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
			新規	更新		
	元	2,426	292	166	250	2,514
	2	2,401	288	152	313	789
	3	-	25	-	2,426	78
	4	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-
業 種	行商 (弁当等人力販売業)	-	-	-	-	-
	行商 (その他)	-	-	-	-	-
	つけ物製造業	-	-	-	-	-
	製菓材料等製造業	-	-	-	-	-
	粉末食品製造業	-	-	-	-	-
	そう菜半製品等製造業	-	-	-	-	-
	調味料等製造業	-	-	-	-	-
	魚介類加工業	-	-	-	-	-
	液卵製造業	-	-	-	-	-
	食料品等販売業	-	-	-	-	-
	卵選別包装業者	-	-	-	-	-
	給食施設	-	-	-	-	-

※東京都食品製造業等取締条例は、改正食品衛生法による営業許可制度の見直しに合わせ、令和3年6月1日で廃止されました。

(5) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

(5年度)

区 分	施設数	認証件数	廃止数	監視指導件数
ふぐ取扱所	350	40	64	91

※令和4年4月1日に東京都ふぐの取扱い規制条例が改正され、ふぐ加工製品取扱施設が廃止されました。

(6) 港区食品衛生法施行細則に規定する営業の報告

年 度		区 分	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導件数
元			4,203	4	1	1,873
2			4,218	18	3	36
3			-	-	4,218	-
4			-	-	-	-
5			-	-	-	-
業 種	許可を要しない 食品製造業		-	-	-	-
	許可を要しない 食品販売業		-	-	-	-
	食器具包装おもちゃ 製造又は販売業		-	-	-	-
	添加物販売業		-	-	-	-

※令和3年6月1日の改正食品衛生法の施行に合わせて、港区食品衛生法施行細則に規定する営業の報告は令和3年6月1日で廃止しました。

(7) 港区食品衛生法施行細則に規定する生食用食肉の取扱い開始の報告等（5年度）

		施設数	新規報告数	廃止数	監視指導件数
総 数		87	34	19	34
業 種	飲食店営業	86	34	19	34
	食肉販売業	1	-	-	-

(8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（5年度）

区 分	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施 設 数	監視指導件数	施 設 数	監視指導件数
総 数	12	1	1	-

(9) 路上営業者対策（再掲）（5年度）

区 分	監視指導件数
総 数	9

(10) 保育園・幼稚園・学校・社会福祉施設給食の監視指導件数（再掲）（5年度）

区 分	保育園	幼稚園	学校	社会福祉施設
総 数	22	-	26	10

(11) 食品表示法に基づく監視指導件数

(5年度)

		監視指導件数
総 数		2,123
加工食品		1,939
生鮮食品	農産物	54
	畜産物	86
	水産物	43
食品添加物		1

補助金等
有 ・ ④

備 考

食品衛生推進員事業	所管課	-												
		生活衛生課												
<p>目 的 食品衛生の向上に熱意と識見を有する者で区長が委嘱した食品衛生推進員により、食品営業施設の自主管理を推進し、食品の安全確保を図ります。</p> <p>事業内容 飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動の推進及び保健所が実施する食品の安全確保事業の推進に協力する民間協力者を区長が18名委嘱（任期2年）します。主な事業は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生推進員会議を年2回実施 (2) 推進員研修会に年2回出席 (3) 推進員実務研修会を年1回実施 (4) 食品衛生月間による普及啓発活動に協力 (5) 保健所が実施する食品衛生消費者懇談会に協力 (6) 区民まつり会場で保健所が実施する「食品衛生フェスティバル」における街頭相談に協力 <p>根拠法令等 食品衛生法 港区食品衛生推進員設置要綱</p> <p>開始時期 平成9年8月</p> <p>関係発行物 令和4年度（2022年度）港区食品衛生監視指導の実施結果 令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導計画</p> <p>実績表 食品衛生消費者懇談会</p> <table border="1" data-bbox="215 1451 1356 1877"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元</td> <td>「2019 食品アレルギーのきほん」 みなと保健所8階大会議室 123名</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>「アニサキス食中毒予防について」、「食品への異物混入事例集」 web開催</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>「家庭でも起きる食中毒について」、「異物混入事例集（衛生害虫、軟質異物編）」web開催</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>「知って役立つ！冷凍食品のこと～特徴と活用方法～」 みなと保健所8階大会議室 63名 「家庭における食中毒予防のポイント」、「異物混入事例集3」、「冷凍食品とはどんなもの？」web開催</td> </tr> </tbody> </table>			年度	内容等	元	「2019 食品アレルギーのきほん」 みなと保健所8階大会議室 123名	2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	3	「アニサキス食中毒予防について」、「食品への異物混入事例集」 web開催	4	「家庭でも起きる食中毒について」、「異物混入事例集（衛生害虫、軟質異物編）」web開催	5	「知って役立つ！冷凍食品のこと～特徴と活用方法～」 みなと保健所8階大会議室 63名 「家庭における食中毒予防のポイント」、「異物混入事例集3」、「冷凍食品とはどんなもの？」web開催
年度	内容等													
元	「2019 食品アレルギーのきほん」 みなと保健所8階大会議室 123名													
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止													
3	「アニサキス食中毒予防について」、「食品への異物混入事例集」 web開催													
4	「家庭でも起きる食中毒について」、「異物混入事例集（衛生害虫、軟質異物編）」web開催													
5	「知って役立つ！冷凍食品のこと～特徴と活用方法～」 みなと保健所8階大会議室 63名 「家庭における食中毒予防のポイント」、「異物混入事例集3」、「冷凍食品とはどんなもの？」web開催													
補助金等有・ 				備考										

給食施設指導	所管課	—
		生活衛生課

目的

事業所・病院・福祉施設・学校などの給食施設において栄養管理のされた適切な給食が実施されるよう指導を行い喫食者の健康の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設

ア 特定給食施設：1回100食以上または1日250食以上

イ 管理栄養士配置特定給食施設

(ア) 病院及び介護老人保健施設 1回300食以上または1日750食以上

(イ) (ア)以外の施設 1回500食以上または1日1,500食以上

ウ その他給食施設：特定給食施設以外の給食施設

(2) 内容

ア 栄養管理に関する指導・助言を行います。

イ 給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士等に対し、施設に応じた給食管理について講習会を行います。

根拠法令等

健康増進法、健康増進法施行規則、港区健康増進法施行細則、港区特定給食施設関連要綱等

関係発行物

(1) 給食施設における栄養管理ハンドブック～利用者の健康管理～

(2) 児童福祉施設の給食における栄養管理ハンドブック

実績表

(1) 施設数

年度	総数	特定給食施設※	その他の施設
元	391	235(63)	156
2	389	231(58)	158
3	382	212(53)	170
4	370	207(49)	163
5	369	204(49)	165

()内は管理栄養士配置特定給食施設再掲

※特定給食施設区分（令和5年度）

区分	学校	病院	介護老人保健福祉	児童福祉	社会福祉	事業所	その他	合計
特定給食施設	42	4	10	28	1	69	1	155
管理栄養士配置特定給食施設	1	3	-	-	-	45	-	49
総数	43	7	10	28	1	114	1	204

(2) 指導（延施設数）

年度	個別指導					集団指導		
	総数	届出	栄養管理 報告書	調査	個別相談	総数	講習会 (回数)	集団給食 研究会 (令和4年 度廃止)
元	1,433	196	484	348	405	142	123(5)	19
2	1,661	274	523	352	512	55	55(1)	-
3	1,509	195	561	354	399	185	185(7)	-
4	1,415	189	578	353	295	170	170(4)	-
5	1,482	207	541	359	375	74	74(1)	-

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

調理師・製菓衛生師免許	所管課	—
		生活衛生課

目 的

免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行っています。

根拠法令等

調理師法・製菓衛生師法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

関係発行物

令和 4 年度（2022 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

実 績 表

（5 年度）

区 分	総 数
調 理 師	57
製 菓 衛 生 師	2

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

食品の栄養表示、広告表示指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品に栄養表示・広告表示を行う事業者に対し、適正な表示がなされるよう指導し、区民が食品を安心して選択できるよう適切な情報提供を行います。

事業内容

(1) 対 象

食品に栄養表示・広告表示を行う区内事業者及び区民

(2) 内 容

ア 特別用途食品の許可申請を消費者庁へ進達します。(健康増進法一部改正に伴い、令和元年9月から経由事務が廃止されました)

イ 食品の栄養表示・広告表示について相談、指導を行います。

ウ 区民、事業者に対し、正しい表示、広告について講習会を行います。

エ 食品表示基準に基づき適正な栄養成分表示が行われているかについて定期的に監視を行います。

根拠法令等

健康増進法、食品表示法（食品表示基準）

開始時期

昭和50年 東京都から移管（特別用途食品）

平成10年 （栄養表示基準）

平成15年8月 （誇大表示の禁止）

平成27年4月 （食品表示基準）

実績表

特別用途食品進達申請届出（令和元年度廃止）

年 度	元	2	3	4	5
件 数	39	-	-	-	-

指導数

区分 年度	個別総 指導数	個別指導				集団指導（回数）			
		栄養表示		広告表示		栄養表示		広告表示	
		指導 件数	監視 件数	指導 件数	トクホ※ （再掲）	事業者 人数	区 民 人数	事業者 人数	区 民 人数
元	506	447	-	59	-	827(32)	-	-	-
2	647	567	47	80	-	-	14(1)	-	-
3	534	464	301	70	-	-	-	-	-
4	464	405	498	59	-	-	18(1)	-	41(1)
5	378	305	461	73	(1)	-	33(1)	-	57(2)

※ トクホとは「特定保健用食品」の略です。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営	所管課	—
		生活衛生課

目的

「住宅宿泊事業が受け入れられ、共存共栄できるまち」の実現を目指し、住宅宿泊事業による地域の活性化を図るとともに、住宅宿泊事業の適正な運営により、区民の安全安心な生活環境が確保されるよう取り組みます。

事業内容

- (1) 住宅宿泊事業に関する相談、届出の受付
- (2) 届出施設の監視、指導
- (3) 届出事業者講習会の開催等

根拠法令等

住宅宿泊事業法
港区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

開始時期

平成30年6月15日（住宅宿泊事業法施行）

関係発行物

「住宅宿泊事業に関する手引 - 港区 -」
事業者向けパンフレット「民泊のはじめ方 ~住宅宿泊事業者編~」
利用者・近隣住民向けパンフレット
「住宅宿泊事業が受け入れられ、共存共栄できるまちのために。」

実績表

住宅宿泊事業施設数 (年度末現在)

年度	地区	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	台場	合計
元		88	127	125	51	4	-	395
2		79	115	111	47	5	-	357
3		69	102	135	9	5	-	320
4		57	130	140	48	10	-	385
5		82	145	163	51	51	-	492

届出事業者講習会開催状況

年度	回数	参加者数
元	1	27
2	※1 0	0
3	※2 1	64
4	※3 0	59
5	※3 0	84

- ※1 動画を作成しオンライン研修で実施
- ※2 書面で開催のため書類を送付した事業者数を掲載
- ※3 書類を送付した事業者数を掲載

届出施設に関する苦情

年度	件数
元	45
2	19
3	11
4	17
5	19

立入検査施設数

年度	施設数
元	18
2	10
3	14
4	24
5	29

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

医 務 事 業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

医療施設に関する許可及び届出事務並びに医療従事者に関する免許事務を通し、区民への適正な医療を提供する体制の確保を図ります。

事 業 内 容

診療所、歯科診療所、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）、歯科技工所についての許可及び届出事務を行っています。施設に対して、開設・変更時のほか必要に応じて立入検査を行い、監視指導しています。また、区民等へ医療機関の情報を提供しています。

病院については都知事が許可権をもつため、保健所では申請書の受付等経由事務を行っています。ただし、救急医療機関については実地調査を行い、都知事への調査書を作成しています。

衛生検査所については登録、届出事務を行っています。また、都区の実施計画に基づき、施設に対して監視指導しています。

医療従事者の免許の登録及び発行は厚生労働大臣又は都道府県知事が行うため、保健所では申請書の受付、都への経由、免許証の交付事務を行っています。

根拠法令等

医療法
 医師法
 歯科医師法
 保健師助産師看護師法
 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 柔道整復師法
 歯科技工士法
 臨床検査技師等に関する法律

実 績 表

(1) 医療関係施設数

年 度	区 分	病 院		診 療 所			歯 科 診 療 所 (無 床)	助産所			施 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	病 床 数※			
		(再掲) 救急 指定	計	有 床	無 床	計		有 床	無 床	計				病 院	診 療 所	助 産 所	
																	計
元		13	8	797	11	786	606	14	-	14	763	35	5	3,996	3,906	90	-
2		13	8	824	10	814	606	16	-	16	744	35	7	3,991	3,906	85	-
3		13	8	878	10	868	617	18	-	18	768	37	11	3,991	3,906	85	-
4		13	8	928	10	918	620	21	-	21	787	37	11	3,991	3,906	85	-
5		13	8	959	10	949	621	23	-	23	808	32	7	3,988	3,906	82	-

※助産所については入所施設の定員を表しています。

(2) 許可等取扱件数

(5年度)

区 分	病院	診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所	出張施術 業務等	歯 科 技工所	衛 生 検査所
総 数	77	817	433	2	280	19	16	15
開 設 届 出	1	127	53	2	73	14	1	/
開 設 許 可	-	61	16	-	/	/	/	-
使 用 許 可	1	-	-	-	/	/	/	/
一 部 変 更 届	9	376	103	-	154	/	9	10
一 部 変 更 許 可	19	27	3	-	/	/	/	1
一 部 変 更 使 用 許 可	10	1	-	-	/	/	/	/
休 止・廃 止・再 開 届 出	1	109	53	-	53	5	6	4
エ ッ ク ス 線 関 係 届 出	29	107	205	/	/	/	/	/
専 属 薬 剤 師 免 除 許 可	-	3	-	/	/	/	/	/
二 箇 所 以 上 管 理 許 可	-	5	-	/	/	/	/	/
他 の 者 管 理 許 可	-	-	-	/	/	/	/	/
救 急 医 療 機 関 に 関 する 申 請・届 出	5	/	/	/	/	/	/	/
そ の 他 ※	2	1	-	/	/	/	/	-

※病院に関する事務は、東京都が直接実施し、区は経由事務のみを行います。

※その他は、取下願、病床設置許可事項一部変更届

(3) 監視指導件数

(5年度)

区 分	病院	診 療 所		歯 科 診 療 所	助 産 所		計	
		有 床	無 床		有 床	無 床		
医療監視延件数	/	1	191	83	-	-	275	
指 摘 施 設 数	/	1	76	29	-	-	106	
指 摘 件 数	/	1	110	48	-	-	159	
指 摘 内 訳	超 過 収 容 等	/	-	-	-	-	-	
	構 造 設 備	/	1	38	20	-	-	59
	管 理 部 門	法 手 続	/	-	6	-	-	6
		広 告	/	-	7	5	-	12
		帳 票 類 管 理	/	-	46	19	-	65
そ の 他		/	-	13	4	-	17	
処 分 件 数	/	-	-	-	-	-	-	
処 分 内 訳	医 療 広 告 の 中 止 命 令	/	-	-	-	-	-	
	医 療 広 告 の 是 正 命 令	/	-	-	-	-	-	
	使 用 制 限 命 令	/	-	-	-	-	-	
	使 用 禁 止 命 令	/	-	-	-	-	-	
	改 善 命 令	/	-	-	-	-	-	
	管 理 者 変 更 命 令	/	-	-	-	-	-	
	許 可 取 消 命 令	/	-	-	-	-	-	
閉 鎖 命 令	/	-	-	-	-	-		
指 導 (始 末 書・説 諭)	/	1	76	29	-	-	106	
告 発 件 数	/	-	-	-	-	-	-	

(4) 施術所等立入検査件数

(5年度)

区 分	施 術 所			歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	計
	あ マ 指 ※	は り き ゅ う	柔 道 整 復			
立 入 検 査 延 件 数	72		11	1	9	93
指 摘 施 設 数	20		1	-	8	29
指 摘 件 数 ※	21		1	-	25	47

※あマ指とは、あん摩マッサージ指圧を意味します。

※指摘に対しては、改善指導を行いました。

(5) 医療従事者調査数

年	区分	総数	医師	歯科 医師	薬剤師	保健師・助産師・ 看護師・准看護師	歯科 技工士	歯科 衛生士
30		13,912	3,237	884	2,943	5,914	90	844
2		14,374	3,364	947	2,749	6,383	87	844
4		12,600	2,892	709	2,108	6,169	78	644
備考			○区内に住所を有する人 ○区内医療施設等に勤務する人			○区内医療施設等に勤務する人		

※医療従事者調査は、厚生労働省所管の統計調査で昭和57年以降2年毎に実施しています。

※令和4年については、令和6年3月31日までの提出分になります。

(6) 医療従事者免許事務取扱件数

(5年度)

種別	計	免許申請	書換その他
医師	181	93	88
歯科医師	33	16	17
薬剤師	64	22	42
臨床検査技師	5	2	3
衛生検査技師	-	-	-
診療放射線技師	3	3	-
診療エックス線技師※	-	-	-
理学療法士	4	-	4
作業療法士	2	-	2
保健師	119	42	77
助産師	21	12	9
看護師	373	160	213
准看護師※	12	6	6
視能訓練士	-	-	-
死体解剖資格認定	-	-	-
受胎調節実地指導員※	3	2	1
合計	820	358	462

※診療エックス線技師、准看護師、受胎調節実地指導員の免許は都知事が発行します。

(7) 医務関係苦情相談件数

年度	区分	診療所	歯科診療所	病院	施術所	その他	計
元		213	63	2	11	40	329
2		374	75	20	16	84	569
3		286	61	13	13	55	428
4		404	124	30	23	104	685
5		338	59	24	13	104	538

補助金等
有・

備考

医療安全支援センター	所管課	—
		生活衛生課

目 的

区民の医療に関する相談に対応することで、医療に関する区民の不安を解消し、医療安全推進協議会及び医療機関従事者向け研修をとおして、区内医療機関の医療安全の向上を支援することを目的とします。

事業内容

港区の医療安全支援センターは、「医療相談窓口業務」、「医療安全推進協議会の開催」及び「医療機関従事者向け研修」の3つの役割を担います。

「医療相談窓口業務」では、専用のコールセンターを設け、区民や区内医療機関（診療所・歯科診療所等）の利用者からの医療相談に対応します。電話対応は、病院等で3年以上の臨床経験がある看護師等が行います。また、診療所等に調査が必要な場合は、速やかに医療相談窓口から報告を受け、保健所職員が対応します。

「医療安全推進協議会の開催」では、医師会等医療関係団体担当者、弁護士等の有識者、区民等を委員とし、医療安全を推進するための協議会を毎年開催します。

「医療機関従事者向け研修」では、区内医療機関の医療安全を推進するため、弁護士、医療安全に関わる専門家（医師、看護師等）を講師とし、医療安全に関する制度、組織的な取り組みについての動画を作成し、ホームページに公開することで研修とします。

根拠法令等

医療法

開始時期

令和3年4月

実績表

(1) 医療相談（医療相談窓口）

	診療所	歯科診療所	病院	施術所	その他	計
3	50	15	13	4	101	183
4	165	43	34	4	68	314
5	192	52	10	1	28	283

(2) 医療安全推進協議会

令和3年度 1回実施（3月）

令和4年度 1回実施（3月）

令和5年度 1回実施（10月）

(3) 医療機関従事者向け研修動画の作成

令和3年度 テーマ「苦情・相談から感染症対策を考える」

令和4年度 テーマ「最初が肝心！医療クレーム対応～事例から身につける対応術～」

令和5年度 テーマ「患者とクレームにならないためのコミュニケーション術」
 テーマ「医療・介護・福祉等の分野における利用者からのハラスメントとその対応」

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

有害物質を含有する家庭用品に関する事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

有害物質を含有する家庭用品による危害発生を未然に防止することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。

事業内容

区内の小売業者等から家庭用品を試験的に購入し、基準に適合しているかの確認検査を実施します。試験検査の結果をもとに、基準に適合しない家庭用品に関して、人への健康被害の恐れが認められるときは、販売状況の調査・回収の命令など必要な措置を講じます。

他の自治体から区内の事業者が取り扱う家庭用品に関して通報があった場合には、その事業者に対して必要な調査、指導等を行います。

根拠法令等

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

開始時期

平成12年度 東京都から移管

実績表

(5年度)

区 分	検体数	延検査項目数	違反件数
家庭用品試買検査	27	37	—
他の自治体からの通報	—	—	—
区民等からの相談	—	—	—

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

薬 事 事 業	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保し、適正な医薬品等の区民への供給に寄与することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>薬局、医薬品製造業・製造販売業・製造販売承認（以上は薬局製造販売医薬品に限る）、麻薬小売業、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業の許可・届出等の事務を行っています。</p> <p>薬局・医薬品販売業等に対する立入検査を実施し、店舗の構造設備、管理者の管理状況、毒薬劇薬・処方箋医薬品等の取扱い、無承認・無許可品・不正表示・不良品の取締り、虚偽・誇大広告の排除、医薬品情報の提供・収集状況などについて監視指導を行っています。</p> <p>医薬品等の一斉監視指導を実施し、流通段階での医薬品等の不良品・不正表示品の発見のために収去検査を行っています。</p> <p>法の正しい理解、消費者に安全な医薬品等の情報を提供するために、情報提供を適時行っています。</p> <p>また、薬物乱用防止を推進するために、東京都薬物乱用防止推進港区協議会の活動を支援し、薬物乱用防止に関する啓発活動、広報みなとへの啓発記事の掲載等を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 麻薬及び向精神薬取締法 覚醒剤取締法</p> <p>開始時期</p> <p>平成9年4月 東京都から移管 医薬品販売業の一般販売業（卸売一般販売業を除く）及び特例販売業の事務</p> <p>平成17年4月 東京都から移管 薬局、医薬品製造業、製造販売業・製造販売承認、麻薬小売業、薬種商販売業、管理医療機器販売業・貸与業の事務</p> <p>平成21年6月 （医薬品販売制度の改正） 店舗販売業の事務</p> <p>平成27年4月 東京都から移管 高度管理医療機器等販売業・貸与業の事務</p>		

実績表

(1) 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業の許可等取扱件数 (5年度)

区分	施設数	許可件数		廃止届	変更届 ※1	書換え交付	再交付	監視指導	
		新規	更新						
薬局	214	24	24	18	1,244	4	-	123	
薬局製造医薬品 製造販売業	15	1	-	2	19	-	-	2	
	15	1	-	2	6	-	-	2	
	177	18	67	14	494	11	-	151	
店舗販売業	118	11	5	10	545	5	-	37	
特例販売業(一般)	1	-	-	-	-	-	-	-	
高度管理 医療機器	販売・貸与業	579	79	78	61	314	9	-	144
	販売業	143	12	19	15	83	3	-	39
	貸与業	1	-	-	-	-	-	-	-
管理医療機器 ※2	販売・貸与業	1,248	29		10	18			-
	販売業	1,088	63		48	48			-
	貸与業	55	1		-	-			-

※1 変更届には、休止届、再開届、年間届、廃棄届等を含みます。

※2 管理医療機器の新規、廃止届、変更届、監視指導は専業のみの数字になっています。

(2) 店舗販売業等からの医薬品等収去品試験検査件数及び結果 (5年度)

区分	総数	適	不適
一般用医薬品	2	2	-
医薬部外品	1	1	-
化粧品	1	1	-
医療機器	1	1	-
合計	5	5	-

(3) 薬事関係苦情相談件数

区分 年度	薬局	医薬品販売業	医療機器	その他	計
元	57	14	39	83	193
2	81	19	64	158	322
3	75	21	59	131	286
4	80	20	56	150	306
5	60	12	35	88	195

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

毒物劇物事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

毒物劇物による危害発生を未然に防止することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。

事業内容

毒物劇物販売業者に対する登録・更新等の事務を行います。

登録営業業者や業務上取扱者に対して、立入検査を実施し、販売や取扱いの状況を把握します。なお、毒物劇物を貯蔵している場合には、貯蔵設備や保管状況も適切かどうか確認します。

また、特定の品目を取り扱う営業業者に対して、東京都及び特別区が一斉に行う監視指導を年2回実施しています。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法

開始時期

平成12年4月 東京都から移管 販売業者の事務

平成17年4月 東京都から移管 業務上取扱者の事務

実績表

(5年度)

区 分	施設数	新規	更新	廃止届	変更届	取扱責任者 設置	取扱責任者 変更	書換え交付	再交付	監視指導 件数	指摘施設数	苦情相談数
一般販売業	509	47	47	57	41	18	36	7	1	137	5	24
特定品目販売業	6	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
農業用品目販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
要届出業務上取扱者	-	-	/	-	-	-	-	/	/	-	-	
非届出業務上取扱者	101									-	-	
合 計	616	47	48	58	41	18	36	7	1	137	5	24

補助金等 有・ <input type="radio"/> 無					備 考	
------------------------------------	--	--	--	--	-----	--

試 験 検 査	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>保健所の事業に関連する食品、血液、水、糞便、衛生害虫等を検査することにより、保健衛生行政に必要な科学的根拠を提供し、区民の健康の保持・増進に寄与します。</p> <p>事 業 内 容</p> <p>1 食品等検査</p> <p>食品衛生監視指導計画に基づいて収去した食品について、腸管出血性大腸菌等の微生物検査及び保存料等の理化学検査を行っています。また、苦情品等の検査を随時行っています。</p> <p>2 血液検査</p> <p>H I V及び梅毒の血液検査を行っています。</p> <p>3 水質検査</p> <p>ビルの受水槽水、井戸水、船舶水等の飲料水について水道法水質基準、プール水及び浴槽水について条例の基準に基づいて水質検査を行っています。</p> <p>また、公衆浴場、プール・ジャグジー等から採取した水のレジオネラ属菌の検査を行っています。</p> <p>4 糞便検査</p> <p>一般健康診断（細菌検査、虫卵検査）、病原微生物保有の確認検査を行っています。</p> <p>5 新型コロナウイルス検査</p> <p>区内施設等での新型コロナウイルス患者発生時、濃厚接触者等に対し、新型コロナウイルス検査を行っています。</p> <p>6 感染症媒介蚊サーベイランスのウイルス検査</p> <p>区内の公園に生息するヒトスジシマカ、アカイエカ等について、蚊が媒介する感染症病原体（デングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルス及びウエストナイルウイルス）の検査を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>地域保健法、食品衛生法、水道法、公衆浴場法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、港区プールの衛生管理に関する条例</p>		

実績表

食品細菌検査

(単位：件)

検査項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
細菌数	417	51	4	89	154
大腸菌群	400	51	4	97	154
大腸菌	396	50	4	97	154
腸管出血性大腸菌	384	50	4	97	154
黄色ブドウ球菌	409	51	14	97	154
サルモネラ	387	50	4	97	154
ウェルシュ菌	401	50	4	97	154
セレウス菌	402	50	25	97	154
カンピロバクター	57	-	-	-	-
腸炎ビブリオ	21	-	-	-	-
腸内細菌科菌群	15	-	-	-	-

食品化学検査

(単位：件)

検査項目		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保存料	安息香酸	92	13	12	8	-
	ソルビン酸	92	13	12	16	27
	デヒドロ酢酸	-	-	-	16	27
	パラオキシ安息香酸エステル類※1	-	13	-	-	-
甘味料	サッカリン(Na)	92	13	12	16	27
	サイクラミン酸	92	13	12	16	27
	アセスルファムカリウム	73	13	12	16	27
着色料	タール系色素※2	92	13	12	16	27
漂白剤等	二酸化硫黄	107	13	12	16	-
発色剤	亜硝酸	11	-	-	-	-
酸化防止剤	エリソルビン酸	43	5	-	-	-
	T B H Q	36	3	3	7	7
アレルギー	乳、小麦、卵等	9	-	-	7	10
腐敗アミン	ヒスタミン	35	1	13	-	-

※1 パラオキシ安息香酸エステル類は5種類（エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル）を検査

※2 タール系色素は赤色2・3・40・102・104・105・106号、黄色4・5号、青色1・2号、緑色3号、アゾルビン、パテントブルー、キノリンイエローを検査

食品細菌簡易検査

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
検査件数	665	-	-	-	1,284

検査項目：大腸菌群、大腸菌、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ

血液検査 (単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
検査件数	-	-	-	-	582

検査項目：H I V、梅毒

水質検査 (単位：件)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
井戸水	4	5	2	4	6
貯留水道水	44	48	40	41	31
船舶水	22	14	17	11	12
プール・浴槽水等	671(302)	695(381)	678(277)	379(244)	276(221)

検査項目：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、色度、濁度、臭気、味、鉄、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌、大腸菌、大腸菌群数、レジオネラ属菌

※ () 内はレジオネラ属菌件数の再掲

糞便検査 (単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般健康診断(細菌検査)※1	1,110	788	749	750	688
一般健康診断(虫卵検査)	4	1	-	-	-
病原細菌検査※2	50	18	58	31	157
病原ウイルス検査※3	10	16	12	20	46

※1 検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌 0157・026・0111

※2 検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌

※3 検査項目：ノロウイルス、サポウイルス、アデノウイルス、ロタウイルス、アストロウイルス

新型コロナウイルス検査 (単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
検査件数	-	131	156	12	-

感染症媒介蚊のウイルス検査(デング、ジカ、チクングニア、ウエストナイル)(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
検査件数	39	44	44	38	37

その他検査(ノロウイルスふきとり検査、異物等)(単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
検査件数	-	-	42	335	114

補助金は、感染症媒介蚊のウイルス検査のみ対象

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	医療保健政策区市町村
⑦ ・ 無	-	1 / 2	1 / 2		包括補助事業補助金

使用済み注射針回収事業助成	所管課	—
		生活衛生課

目 的

一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に要する経費の一部を補助することで、使用済み注射針の適正な処理を図ります。

事業内容

在宅にて自己注射を行う患者等の使用済み注射針の廃棄に際し、一般社団法人東京都港区薬剤師会は、感染症予防及び針刺し事故防止のため使用済み注射針の回収・廃棄事業を行っています。

一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に対し、その経費を一部助成しています。

根拠法令等

港区使用済み注射針回収事業補助金交付要綱

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

使用済み注射針回収容器数

年度	数量（本）
元	2,360
2	2,400
3	2,400
4	2,600
5	2,160

補助金等有・ 				備考	
--	--	--	--	----	--

医師臨床研修（地域保健研修）に係る研修医の受け入れ	所管課	—
		生活衛生課

目 的

診療に従事しようとする医師に、臨床研修病院で2年以上の臨床研修が義務づけられたことに伴い、保健所では研修協力施設として、研修医を受け入れます。研修の目的は次のとおりです。

- ① 研修医に対し、医師としての人格をかん養する機会を与える。
- ② 研修医に対し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を理解させる。
- ③ 研修医に対し、地域保健及び公衆衛生に関する基本的態度及び考え方を身につけさせる。

事業内容

みなと保健所での講義及び現場実習のほか、区の社会福祉施設・事業への参加・実習を行っています。

根拠法令等

医師法第16条の2

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令
港区医師臨床研修（地域保健研修）実施要領

開始時期

平成17年4月

実績表

区分 年度	受け入れた 臨床研修病院数	受け入れた 臨床研修医
元	—	—
2	—	—
3	—	—
4	—	—
5	—	—

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

